

(案)

# 与那原町役場新庁舎建設に関する検討報告書

平成 30 年 1 月 16 日

与那原町庁舎建設検討委員会

# 与那原町役場新庁舎建設に関する検討報告書

## 目次

第1章 新庁舎建設の実施について-----	1
1. 現庁舎の現状と課題 -----	1
(1) 庁舎の現況 -----	1
(2) 庁舎の課題 -----	3
(3) 耐震強度の問題 -----	4
(4) 窓口の狭隘化・分散化による住民サービスの低下 -----	4
(5) ユニバーサルデザインへの対応不足 -----	5
(6) 交流スペース・情報発信の場等の不足 -----	5
(7) 執務空間の狭隘化・柔軟性の欠如 -----	6
(8) 災害対応に関する機能不足 -----	6
(9) 駐車場の不足 -----	7
2. 新庁舎の必要性 -----	8
(1) 頻発する地震 -----	8
(2) 耐震診断・劣化調査結果 -----	8
(3) 耐用年数の到来 -----	8
(4) 多様化が進む行政サービス対応 -----	8
(5) 設備等の機能低下 -----	9
(6) 財原に市町村役場機能緊急保全事業（起債事業）の活用 -----	9
(7) 大型M I C E 施設建設に伴う民間資金の活用 -----	9
第2章 新庁舎建設の位置について -----	10
1. 建設候補地の比較検討 -----	10
(1) 候補地評価の視点 -----	10
(2) 候補地位置図 -----	11
(3) 候補地の現状把握と評価比較 -----	12
(4) A・B候補地人口比重 -----	13
2. 建設位置の選定 -----	14

第3章 新庁舎建設の規模について ----- 15

1. 新庁舎の規模算定 -----	15
(1) 前提条件 -----	15
(2) 庁舎規模の算定 -----	15
① 総務省地方債庁舎算定基準による算定 -----	16
② 新営一般庁舎面積算定基準（国土交通省）を参考とした算定 -----	17
③ 近隣町村データによる算定 -----	18
2. 新庁舎規模の整理 -----	19
3. 社会福祉センターの複合について（町民ホールの設置） -----	19

【参考資料】

A地参考レイアウト -----	22
本庁舎に関する住民アンケート調査 -----	23
住民説明会（アンケート）実施状況報告書 -----	33
パブリックコメント 実施状況報告書 -----	35

# 第1章 新庁舎建設の実施について

## 1. 現庁舎の現状と課題

### (1) 庁舎の現況

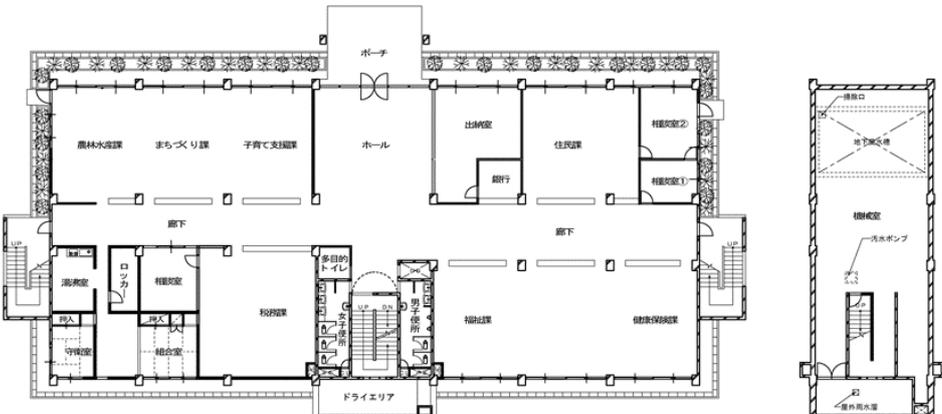
本町の初代庁舎は昭和24年の町政施行時、旧与那原駅跡に建設されました。

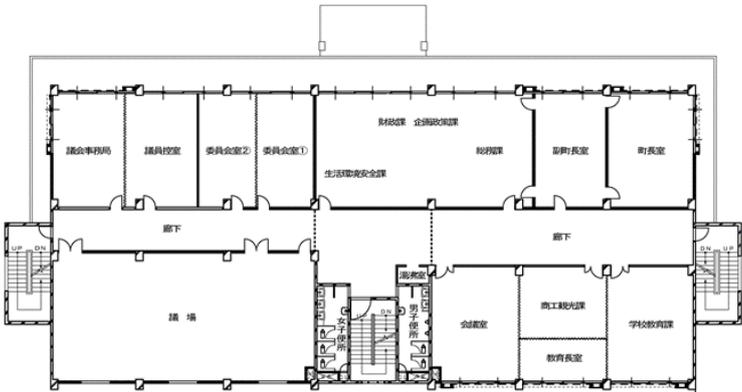
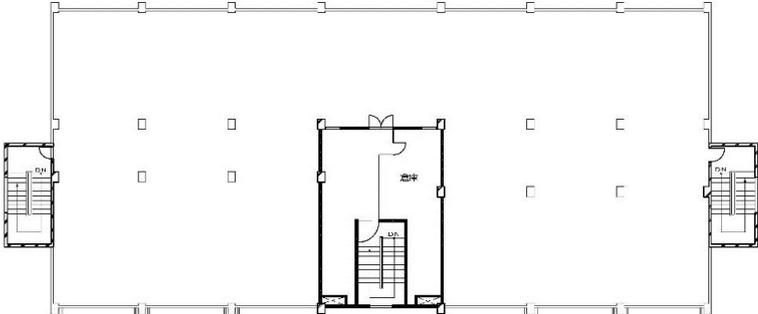
その後、現在の本庁舎が、昭和50年に建設され、築42年が経過し（平成29年現在）、建物、設備共に老朽化が進み庁舎機能への影響が顕著になってきています。

本庁舎が建設された昭和50年における本町の人口は12,017人でしたが、平成29年現在の人口は19,502人で、建設当時の約1.6倍に増加しています。また、平成37年度の人口は、22,000人と推計されています。既に、本庁舎の狭隘化は問題となりつつありますが、窓口業務や相談業務等の来庁者は人口に比例することから、今後さらに狭隘化が深刻になると予想されます。

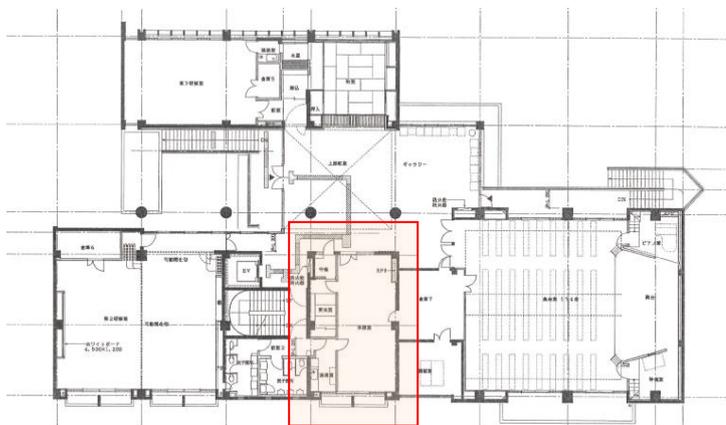
また、本庁舎は狭隘なため、一部の部署（生涯学習振興課、上下水道課）が、それぞれ与那原町コミュニティセンター及び上下水道庁舎にて業務を行っています。

「鉄筋コンクリート造（事務所）」建築物の法定対応年数50年に近づいており、建替え等の検討が必要な時期を迎えています。

本庁舎 規模・概要	
位 置：	与那原町上与那原 16 番地
敷地面積：	10,646.24 ㎡
延べ面積：	2,016 ㎡（地下階 160 ㎡、1 階 880 ㎡、2 階 880 ㎡、塔屋 96 ㎡）
構造階数：	鉄筋コンクリート構造 地下1階地上2階建
各階の配置	
地下階：	機械室兼書庫
1 階：	農林水産課、まちづくり課、子育て支援課、出納室、住民課、税務課、福祉課、健康保険課、相談室等 
2 階：	執務室及び議会関連の室が併設 執務室には、生活環境安全課、財政課、企画政策課、総務課、観光商工課、

	<p>学校教育課、町長室、副町長室、教育長室、会議室等が配置 議会関連の室には、議場、議会事務局、議員控室、委員会室等が配置</p> 
<p>塔 屋：</p>	<p>塔屋には倉庫及びサーバー室が配置</p> 

狭隘なため、生涯学習振興課は与那原町コミュニティーセンターに併設。

<p>与那原町コミュニティーセンター 規模・概要</p>	
<p>位 置：</p>	<p>与那原町与那原 712 番地</p>
<p>敷地面積：</p>	<p>2,896.8 m<sup>2</sup></p>
<p>延べ面積：</p>	<p>1,969 m<sup>2</sup> (占有面積 2 階 62.50 m<sup>2</sup>、)</p>
<p>構造階数：</p>	<p>鉄筋コンクリート構造 地上 2 階建</p>
	<p>生涯学習振興課：</p> 

狭隘なため、上下水道課は分庁舎に配置。

上下水道庁舎 規模・概要	
位 置：	与那原町東浜 85-1,85-2,85-3,85-14,85-15,85-16
敷地面積：	1,465.9 m <sup>2</sup>
延べ面積：	567.00 m <sup>2</sup>
構造階数：	鉄筋コンクリート 2 階建
	<p>上下水道課： 1 階</p> <p>2 階</p>

## (2) 庁舎の課題

- 施設・設備の老朽化と維持費の増加。
- 昭和 50 年の建設から 42 年を迎え、一般的なコンクリートの耐用年数に近づき建物の経年劣化が著しく安全性が低下している。
- 電気、機械設備の老朽化に伴う修繕費が増加している。
- 更新時期を迎える設備の更新が遅れ、超過使用となっている。

- 給排水配管等の経年劣化により、水圧低下や排水不良が発生している。

### (3) 耐震強度の問題

- 本庁舎は老朽化が進行し、平成 23 年 9 月実施の耐震診断結果は、現行の庁舎重度係数で算定した必要な構造耐震判定指標  $I_{so}$  値 0.63 を下回ることとなり「大規模地震の震動及び衝撃に対して倒壊し又は崩壊する危険性が高い」という結果になっている。鉄筋コンクリートの耐用年数の上限が近く、耐震改修（補強）の費用を投じたとしても、建物寿命（耐用年数）を伸ばす事は難しい状況である。

耐震診断結果		
	X方向（長辺方向） 構造耐震指標 $I_s$	Y方向（短辺方向） 構造耐震指標 $I_s$
2 階	0.98	1.64
1 階	<b>0.54</b>	0.94
構造判定指標 $I_{so}=0.63$ （県外の標準地域では $I_{so}=0.90(0.6 \times 1.5)$ 庁舎建物の場合） $I_{so}$ 値 $0.6 \times 0.7$ （沖縄県地域係数） $\times 1.5$ （庁舎重要度係数 <sup>※1</sup> ） = <b>0.63</b> $I_s$ 値 $\geq I_{so}$ の場合、現行の建築基準法により設計される建物とほぼ同等の耐震性能を有すると判断される		

※1 官庁施設の総合耐震計画基準より

#### ※コンクリート劣化調査

平成 29 年 2 月に実施した劣化調査においては、圧縮強度・中性化においては問題ありませんでしたが、塩分濃度において鉄筋腐食危険ラインを大きく上回っている結果となり、今後飛来塩分の供給等によりコンクリートの劣化が加速される可能性があります。

塩分量	1F 30mm-50mm : 0.755	
	1F 50mm-70mm : 0.684	
	1F 70mm-90mm : 0.627	
	2F 30mm-50mm : 1.677	
	2F 50mm-70mm : 1.282	
	2F 70mm-90mm : 1.268	
	全箇所において腐食危険ライン超 <b>（鉄筋腐食危険ライン 0.465）</b>	
現庁舎爆裂写真（サーバ室）		

### (4) 窓口の狭隘化・分散化による市民サービスの低下

- 窓口スペースや待合スペースの不足。
- 窓口スペースが小さいため、住民サービスのためのパンフレットや機関誌等が置けない。
- 窓口と待合スペースが近いと相談内容が聞える等、プライバシーの確保が困難。

- 情報漏洩の危険性が懸念。
- 相談室が密室となっていることから、防犯への対応が十分でない。
- 車椅子で来庁された方の窓口対応時に、通路が狭いため高齢者等の通行が困難。



#### (5) ユニバーサルデザインへの対応不足

- 本庁舎にエレベーター設備がなく、上下移動経路の確保が出来ていない。
- 通路の狭隘化がみられ、車椅子利用者の通行に支障が有る。
- 車椅子で利用できる多目的トイレ本館 1 階中央付近一カ所のみである。
- 窓口のサイン表示をはじめ、庁舎内のサインが分りにくい。
- 一般トイレは出入口幅やスペースが狭く利用しづらい。
- トイレ、通路、手摺など高齢者や障がい者などへの配慮やバリアフリー化が進んでいない。  
(ユニバーサルデザインとは、年齢や障がいの有無にかかわらず、だれもが公平に利用する事が出来る施設設計しめします)



#### (6) 交流スペース・情報発信の場等の不足

- 現庁舎内には、多目的なスペースが確保されておらず、正面玄関前やロビーでのイベント開催時は、来庁者の導線を妨げる状況となっている。
- 町制・観光情報、市民活動などの展示コーナーが不十分。
- 住民が自由に集える交流スペースがない。



### (7) 執務空間の狭隘化・柔軟性の欠如

- 執務空間の狭隘により、通路や作業スペースの十分な確保が困難。
- 職員間の打合せや来庁者との相談スペースが不足している。
- 文書や資料等の保管場所の不足により、執務環境の悪化を招いている。



### (8) 災害時対応に関する機能不足

- 防災行政無線が災害対策本部と離れているため、効率的な運営が難しい。
- 資材・機材倉庫、備蓄倉庫の不足と分散化が見られる。
- 災害時の対応スペース（援助物資受入・保管スペース等）の不足。
- 災害対策の拠点となる屋外スペースと機能の不足。
- ボランティアや支援活動者が利用できるスペースの確保が困難。
- 災害時対応職員の待機スペース及びワークスペースの不足（休憩室・更衣室等）。



## (9) 駐車場の不足

- 一般駐車場は確定申告時等、特に町民の利用が集中する時期などに不足が見られる。
- 子育て層や高齢者、障がい者等に配慮した駐車スペースが不足している。
- 一台当たりの駐車スペースが狭く、また、雨天時の乗降場所がないなど、子ども連れや高齢者に使いづらい。



## 2. 新庁舎の必要性

本庁舎は、昭和 50 年に建設され、築 42 年が経過し建物や設備の老朽化に加え、構造上、多様化する行政サービスやプライバシーなどへの対応が出来ない状況にあります。

平成 28 年 4 月には熊本地震が発生し、多くの自治体庁舎が被害を受け、倒壊の危険性などから使用できない事態に陥りました。

災害時において庁舎は被害状況の情報収集、避難者への対応等、防災拠点としての機能をもつ必要があり、今後の危機的状況を想定した早期の耐震性確保が求められます。

また、町民にとって生活を支える町政全般の拠点であると同時に、町の将来をかたちづくる町づくりの拠点でもあります。

本委員会では、これらの観点を踏まえ、次の7つの状況から、現庁舎は新たに建替える必要があると判断しました。

### (1) 頻発する地震

近年、沖縄近海において、平成 28 年 9 月鹿児島県知名町、平成 22 年 2 月糸満市に震度 5 弱、平成 23 年～26 年の間に震度 4 の地震が 4 回発生しています。

また、平成 19 年発表の「地震予測地図」によると、沖縄本島周辺は、「やや高い～高い」に分類され「30 年以内に震度 6 弱以上の揺れに見舞われる確率」が、6%～26%と高い確率となっています。

### (2) 耐震診断・劣化調査結果

平成 23 年 9 月に実施した耐震診断結果は、現行基準での Iso 値 0.63 を下回っており「大規模地震の震動及び衝撃に対して倒壊し又は崩壊する危険性が高い」という結果になっています。

また、平成 29 年 2 月に実施した劣化調査においても、塩分濃度が各階共に鉄筋腐食危険ラインを上回る結果がでています。

### (3) 耐用年数の到来

本庁舎は、昭和 50 年に建設され、築 42 年が経過しています。鉄筋コンクリートの対応年数は 50 年～60 年とされ、新庁舎の完成を予定している平成 32 年には築 45 年が経過する事になります。また、地震力に耐えられるような強度を保つ事が目的である耐震補強では、これら耐用年数を伸ばす事はできません。

### (4) 多様化が進む行政サービス対応

時代の変化に応じ、現在の庁舎を可能な限り改変し行政サービスを提供してきましたが、狭隘化、バリアフリー、プライバシーへの配慮をはじめ多様化が進む行政サービス等に対応する事が出来ない状況にあります。

#### (5) 設備等の機能低下

建物の老朽化に加え、電気設備・機械設備及び防災情報通信設備などの大規模な更新が必要となっており、空調や照明など効率的な供給ができず、来庁者への対応や職員の執務環境に影響が出ています。また、電気料をはじめ光熱費が高く、省エネルギーへの対応が不足しています。

#### (6) 財源に市町村役場機能緊急保全事業（起債事業）の活用

熊本地震で多くの庁舎が破損し使用できなくなった教訓を踏まえ、現行の耐震基準が導入された昭和56年以前に建設され、現行基準に沿った耐震改修が行われていない庁舎の建替えに活用できることになり、経費の削減を図ることができる。

なお、事業は平成29年度から平成32年度までの時限措置となっております。

#### (7) 大型MICE施設建設に伴う民間資金の活用

大型MICE施設建設がマリンタウン西原与那原地区に決まったことから、マリンタウンエリアにホテル運営企業がホテル建設に高い関心を示すなど、与那原町に対し民間企業が注目をしています。

庁舎の建て替えについても、民間施設との複合によるPFI事業に関心を示す民間企業もあることから、民間資金を活用するPFI事業を導入することにより、建設事業費の一部が地方財政措置の対象になることから経費の削減を図ることもできる。

## 第2章 新庁舎建設の位置について

### 1. 建設候補地の比較検討

#### (1) 候補地評価の視点

新庁舎の候補地は、地方自治法（第4条第2項）※の規定に則し、行政業務をはじめ、住民の利便性や防災時の対応、経済性等を総合的に勘案し、まちづくりの拠点としての役割を果たせる場所とする必要があります。

3候補地においては、①まちづくり ②環境保全 ③機能性と利便性 ④防災拠点 ⑤経済性 ⑥都市計画（用途地域） の6つの視点で考察し、評価・比較を行います。

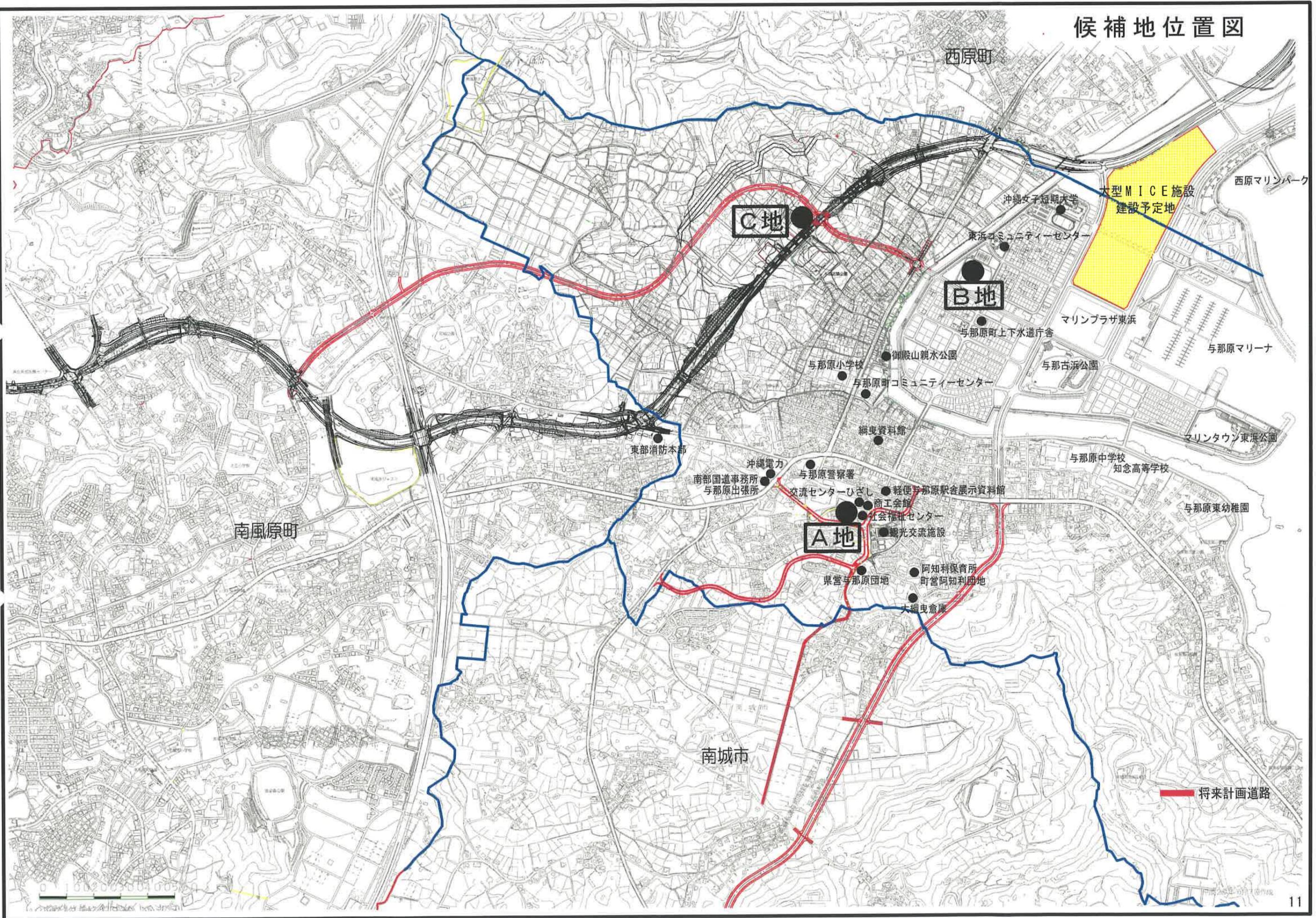
#### 【建設候補地選定の視点】

① まちづくり	都市基盤の整備は基より、庁舎周辺地域の活性化やまちづくりの拠点としてふさわしい位置に立地することが望まれます。
② 環境保全	自然環境に配慮し、周辺との調和が図られる位置に立地することが望まれます。
③ 機能性と利便性	住民アンケートから得られた意見を参考に、来庁者にとっての利便性や周辺施設との連携等を考慮し、総合的に利便性の高い位置とすることが望まれます。
④ 防災拠点	災害復旧時の対応、他公共機関との連携が図られる位置とすることが望まれます。与那原町災害ハザードマップ（資料5）及び与那原町総合防災支援ハンドブック（資料6）より、災害時の安全性を確認します。
⑤ 経済性	事業費や需要のバランスを考え、費用対効果の高い事業を進められる位置とすることが望まれます。
⑥ 都市計画 （用途地域）	用途地域より、容積率や建ぺい率を確認します。

#### ※地方自治法（第4条第2項）

地方自治体の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当たっては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。

# 候補地位置図



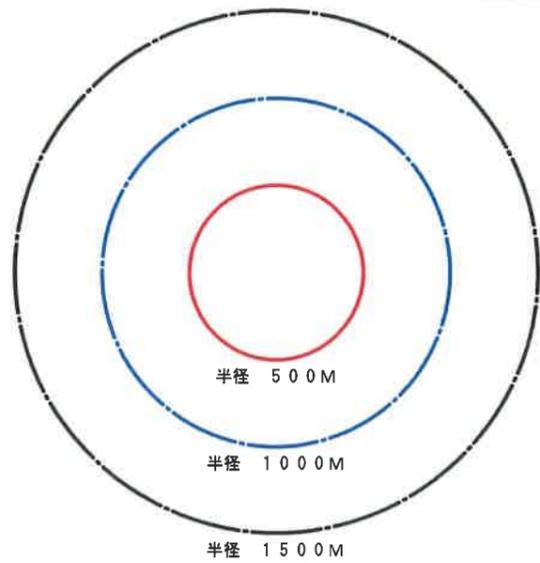
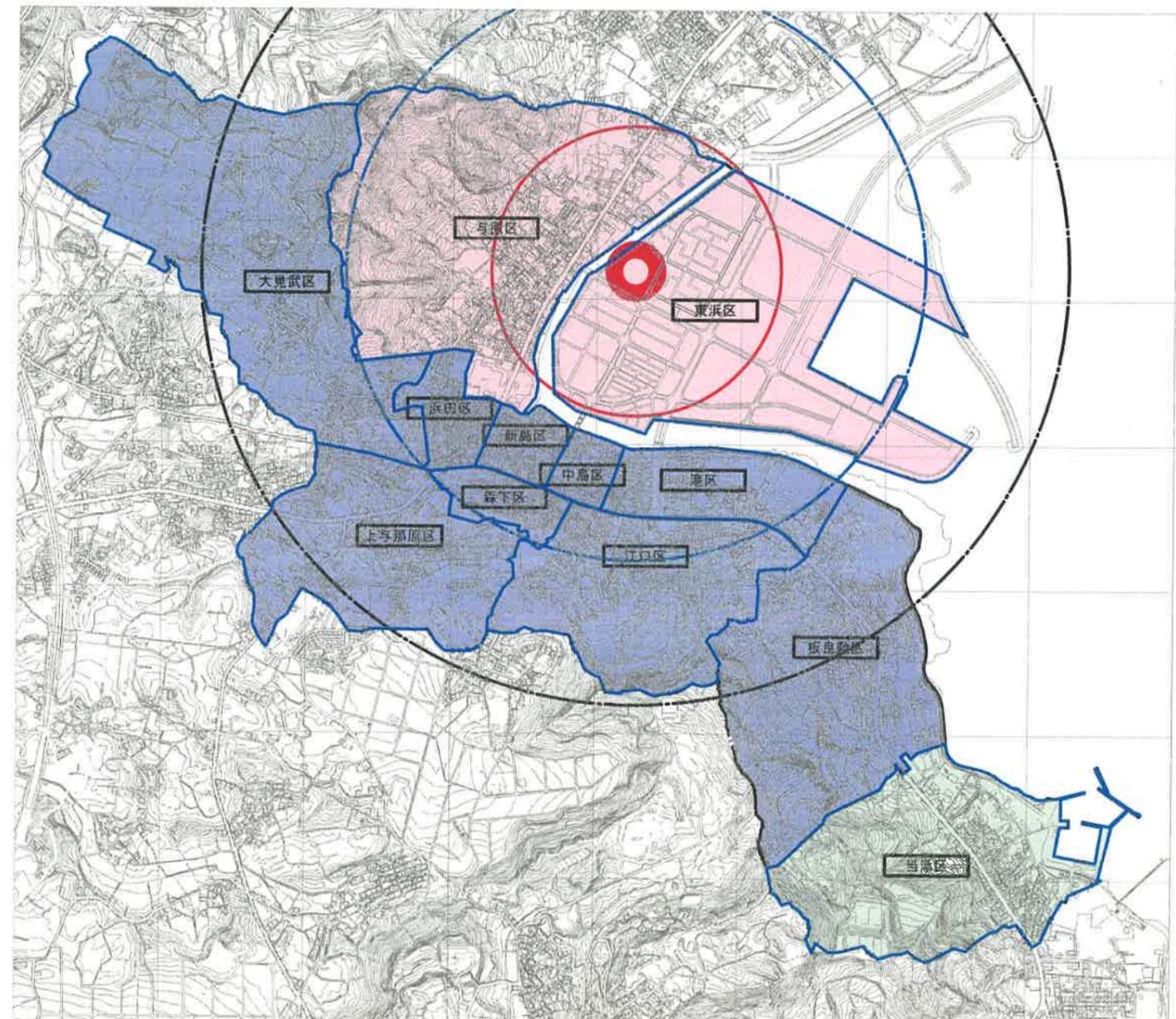
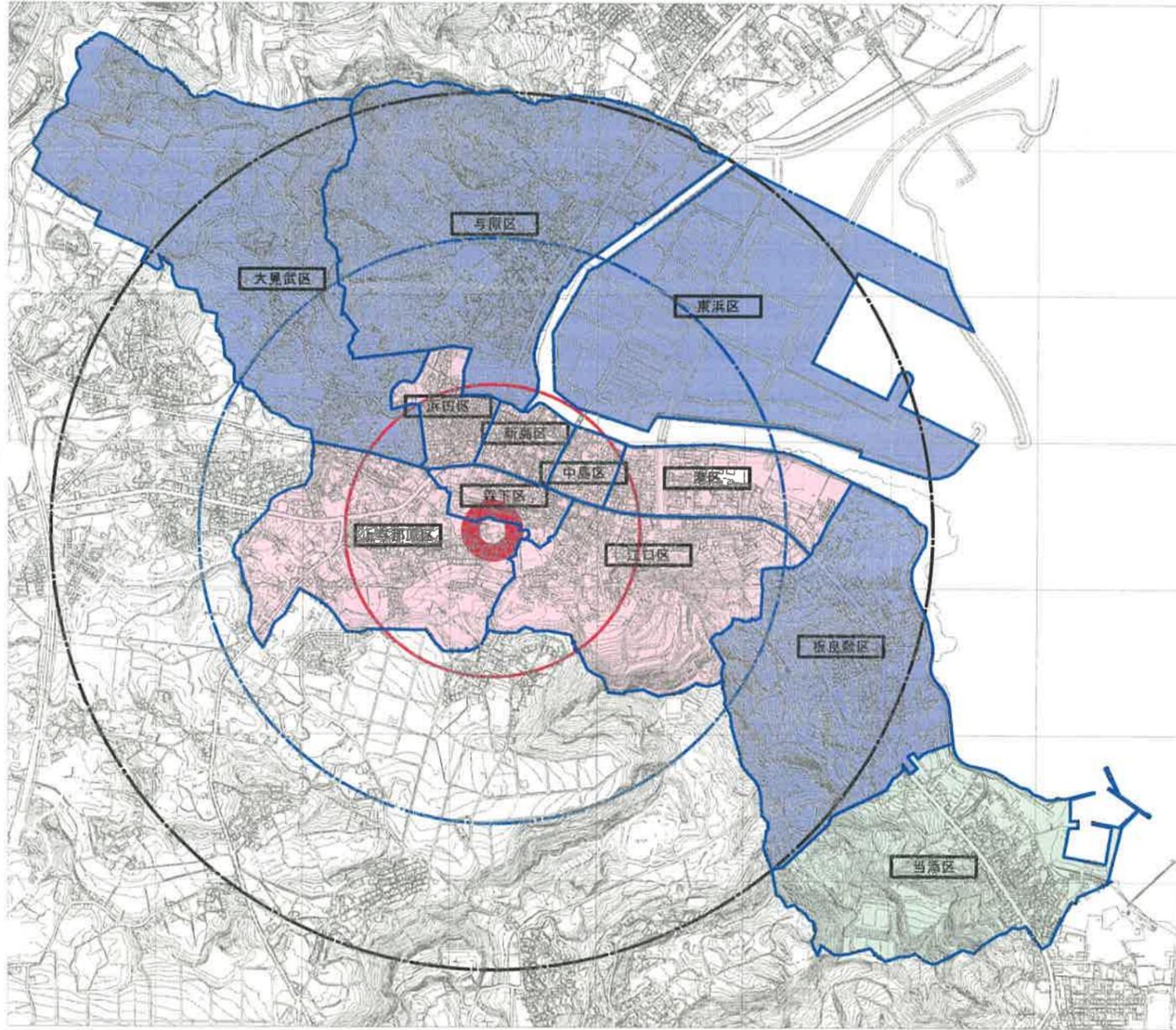
候補地の現状把握と評価比較

	A地(現在地周辺/上与那原区・森下区) 10,646.24㎡	B地(マリントウン/東浜区) 22,754.00㎡	C地(バイパス周辺/与那原区)	
候補地				
①まちづくり	従来の町との関係を続けることができる。 社会福祉センター、交流センターひざし、観光交流施設、商工会館等があり、連携が望める。 既成市街地の発展に寄与すると共に、今後の市街地再整備の核となる。	A地と比較すると人通りの多い地域である。 ◎ 国際規模の学会やコンサート等に対応できる大型MICE施設が2020年以降に開業予定。 今後さらに人通りの増加が予想されるが、反面、周辺道路の交通渋滞対策が課題となる。	周辺施設はないが今後、道路の開通により発展する可能性のある地域である。 ◎ 国道与那原バイパスの整備が行われる等（平成30年度一部供用開通予定）、広域的な道路網の整備が進められている。 民間主導の開発となるため、スケジュールが不明確である。	◎
②環境保全	周辺建物の町並み、景観の保全に対して配慮が必要。	○ 住居地域では、秩序ある緑豊かな潤いある住環境の保全が必要である。	○ 山林・原野なので、環境・景観を含め開発に十分な検討が必要である。	△
③機能性・利便性	現在地周辺の為、利用者の認知度が高い地域です。 高台（海拔22m）に位置し、徒歩及び自転車使用は不便との意見がある。	◎ 国道329号及び県道糸満与那原線が近接し、交通アクセスが容易である。 ◎ 周辺地が平坦地（海拔3m）により、徒歩及び自転車使用の方にもアクセスが容易である。	◎ 高台にあるため、徒歩及び自転車等を使用する方にとって不便となる可能性がある。	△
④防災拠点性	地震：想定最大震度は6弱 津波：海拔約22m 津波浸水予想区域には非該当 液状化：液状化危険度は「かなり低い」となっている 地滑り：警戒区域非該当	◎ 地震：想定最大震度は6強 津波：海拔約3m 津波浸水深「2～5m未満」 液状化：液状化危険度は「高い」となっている。 地滑り：警戒区域非該当	△ 地震：想定最大震度は6弱 津波：海拔約40m以上 津波浸水予想区域には非該当 液状化：液状化危険度は「かなり低い」となっている 地滑り：周囲に該当箇所が有り地すべり警戒区域に該当	△
⑤経済性	現庁舎を取り壊した後で建設を行う場合、仮庁舎が必要となり、工事期間における影響検討が必要である。	△ 仮庁舎が不要で、工事期間中の影響に対し検討容易。 津波対策としてピロティ等を設ける必要が有るなど、工事費用の割増が懸念される。	◎ 仮庁舎が不要で、工事期間中の影響に対し検討容易。 民間開発地のため、用地の購入が必要となる。インフラ整備も含めた開発となることから、造成工事に時間がかかる。	◎
⑥都市計画(用途地域)	第一種住居地域の場合 容積率200% 建ぺい率60% 庁舎（事務所）を建築する場合、延床面積3,000㎡以下の制限があるが、建築基準法48条但し書きでの建築可能。	○ 第一種低層住居専用地域の場合 容積率100%、建ぺい率50% 本用途地域には庁舎（事務所）は建築できない。（建築基準法48条但し書きでの対応可）	○ 市街化調整区域の場合（市街化を抑制すべき区域） 建築物を建築する場合は開発許可が必要。	△
⑦庁舎外使用可能面積の算定	敷地面積 容積率 建築可能面積 10,646㎡ x 200% = 21,292㎡ 建築可能面積 庁舎想定面積 使用可能面積 21,292㎡ - 7,200㎡ = 14,092㎡	敷地面積 容積率 建築可能面積 22,754㎡ x 100% = 22,754㎡ 建築可能面積 庁舎想定面積 使用可能面積 22,754㎡ - 7,200㎡ = 15,554㎡	○	○

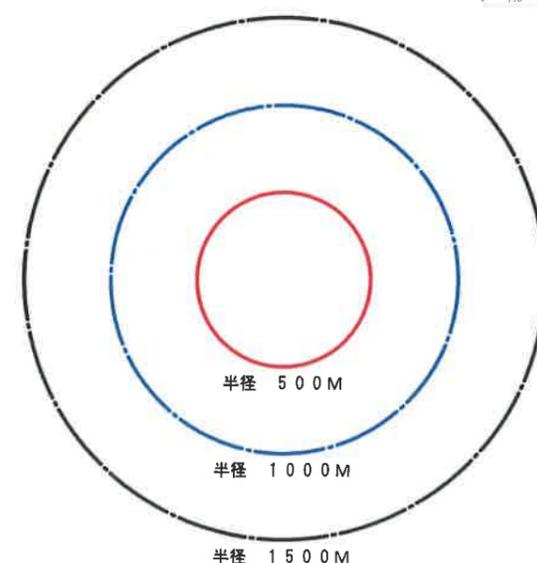
# 候補地人口比重

A 候補地 (現在地周辺 / 上与那原区・森下区)

B 候補地 (マリントウン / 東浜区)



行政区名	男性	女性	計	500M圏	1000M圏	1500M圏
当添	780	852	1,632			
板良敷	1,129	1,135	2,264			2,264
港	509	520	1,029	1,029	1,029	1,029
江口	866	951	1,817	1,817	1,817	1,817
中島	246	265	511	511	511	511
新島	353	381	734	734	734	734
森下	180	205	385	385	385	385
浜田	396	397	793	793	793	793
与原	1,439	1,470	2,909		2,909	2,909
大見武	424	374	798		798	798
上与那原	864	911	1,775	1,775	1,775	1,775
町営住宅	126	146	272	272	272	272
県営住宅	108	179	287	287	287	287
須利原団地	73	109	182		182	182
日の出園	13	57	70	70	70	70
東浜	1,989	2,081	4,070		4,070	4,070
合計	9,495	10,033	19,528	7,673	15,632	17,896



行政区名	男性	女性	計	500M圏	1000M圏	1500M圏
当添	780	852	1,632			
板良敷	1,129	1,135	2,264			2,264
港	509	520	1,029		1,029	1,029
江口	866	951	1,817		1,817	1,817
中島	246	265	511		511	511
新島	353	381	734		734	734
森下	180	205	385		385	385
浜田	396	397	793		793	793
与原	1,439	1,470	2,909	2,909	2,909	2,909
大見武	424	374	798		798	798
上与那原	864	911	1,775			1,775
町営住宅	126	146	272		272	272
県営住宅	108	179	287		287	287
須利原団地	73	109	182		182	182
日の出園	13	57	70		70	70
東浜	1,989	2,081	4,070	4,070	4,070	4,070
合計	9,495	10,033	19,528	6,979	13,857	17,896

## 2. 建設位置の選定

新庁舎建設の位置については、庁舎建設基本構想により抽出された3候補地について、まちづくり、環境保全、機能性と利便性、防災拠点性、経済性、都市計画の6つの視点で考察し、評価・比較を行い、慎重に審議を進めました。各委員からの、各候補地に対する肯定的な意見を集約すると下記のとおりでありました。

### 【A地（現在地周辺）】

- 防災の拠点性が高い
- 津波等の災害時における行政機能の維持
- 現所在地が利便性の高い行政区は多い
- 観光交流施設等の周辺施設との連携が可能
- B地（東浜地区）は、大型MICE施設建設も決まり更なる発展が期待されるが、既成市街地は役場がなくなると過疎化が懸念される
- アンケート結果では、車での来庁者が大半を占めることから、高台でも問題はない
- 東浜地区のスポーツ施設（野球場、テニスコート）が無くなると困る
- 核となる施設が決まれば、道路問題、交通問題等、様々な課題に対し各関係機関が連携し解決策を検討すれば良い

### 【B地（東浜地区）】

- 平地に位置するため、利便性が高い
- 交通アクセスが良い
- 今後の超高齢化社会を考えた場合、B地が良い
- 経済性に優れる
- 民間活用により経費の削減が可能

### 【C地（バイパス周辺）】

- 特になし

以上の意見等を踏まえ、様々な角度から検討した結果、本委員会としては最も肯定的な意見の多かったA地（現在地周辺）が最適であると判断いたしました。

## 第3章 新庁舎建設の規模について

### 1. 新庁舎の規模算定

新庁舎の規模を算定するための基本指針として、将来人口・将来職員数及び議員数により必要面積を算出します。

また、新庁舎の規模算定は、総務省による「地方債庁舎面積算定基準」のほか国土交通省による「新営一般庁舎面積算定基準」による基準を基に比較検討し適正な規模を算定します。

#### (1) 前提条件

- 現庁舎職員数は 154 人で、職員 1 人あたりの面積は 13.09 m<sup>2</sup>です。
- 現庁舎は施設が狭隘なため、生涯学習振興課は与那原町コミュニティーセンターに併設されています。
- 狭隘なため、上下水道課は上下水道庁舎に配置されています。
- 新庁舎では現庁舎職員数に加えて、集約検討部署として生涯学習振興課、上下水道課職員数を加えた 184 人を職員数とします。
- 議員数は現状の 14 人とします。

新庁舎における職員数・議員数						
	三役・特別職 [人]	課長級 [人]	課長補佐 [人]	一般職 [人]	臨時・嘱託職 [人]	合計 [人]
現庁舎職員	3	17	17	63	54	154
集約検討部署職員		2	4	12	12	30
合計	3	19	21	75	66	184
町議会議員数						14

#### (2) 庁舎規模の算定

3 方式で庁舎規模を算定後、条件等を比較し、適切な算定方式及び適正庁舎規模を決定します。

##### ① 総務省地方債庁舎算定基準による算定

庁舎の建設には地方債を財源として充てることが認められており、『地方債同意等基準運用要綱』において、起債対象となる庁舎の標準面積が記載されています。

##### ② 新営一般庁舎面積算定基準（国土交通省）を参考とした算定

各省営繕事務の合理化・効率化のために定められた基準です。本基準に含まれていない業務支援機能や議会機能については、基準外諸室面積として個別に算出、加算します。

##### ③ 近隣町村データによる算定

近隣町村の庁舎における職員 1 人あたりの面積を算出し、本町の常勤職員数に乗じて必要庁舎面積を算出します。

比較的庁舎の新しい 6 町村のデータを活用します。

① 総務省地方債庁舎算定基準による算定

室名	職区分	イ) 職員数	ロ) 換算率	ハ) 基準面積	イ)×ロ)×ハ) 必要面積 (㎡)
事務室 (換算職員数 × 4.5 ㎡)	特別職等	3	12.0	4.5	162.0
	課長級	19	2.5		213.8
	課長補佐	21	1.8		170.1
	一般職員	75	1.0		337.5
	臨時・嘱託職員	64	1.0		297.0
① 事務室 小計					1,180.4
倉庫	事務室の13%	1,171.4 ㎡ × 0.13			153.4
※1 会議室等	職員数×7.0 ㎡	182人×7.0 ㎡			1,288.0
② 付属部分面積 小計					1,441.4
※2 ③玄関等	専用部分40%	③ (①+②+⑦) × 0.4			1,489.9
④ 行政部門面積 ④=①+②+③					4,111.7
⑤議会関係	議員数×35 ㎡	14人 × 35 ㎡			490.0
⑤ 必要面積の合計		⑥ ④+⑤			4,601.7

※1：会議室等：会議室、電話交換室、便所、洗面所、その他諸室

※2：玄関、広間、廊下、階段等の交通部分

■その他必要と思われる機能

業務支援機能	サーバールーム	現状面積を計上	60.0
	印刷室	12 ㎡×3 階	36.0
窓口機能	来庁者相談室	9 ㎡×3 室	27.0
	町民ロビー	待合、展示・町政情報コーナー	200.0
防災機能	防災対策機能	防災計画初動体制人数×7 ㎡	140.0
	備蓄倉庫	1万人当り65 ㎡×2万人	130.0
保管機能	図書保管庫	必要面積（現況面積等）	100.0
福利厚生機能	休憩室	20 ㎡×3 階	60.0
	更衣室	20 ㎡×3 階	60.0
	シャワー室	5 ㎡×3 階	15.0
その他機能	産業医室	所要面積 150人以上 55 ㎡	55.0
	町民交流ホール	必要面積	200.0
⑦ の他機能面積 合計			1,083.0
⑧ 庁舎面積 合計		⑧ =⑥+⑦	5,676.7

② 新営一般庁舎面積算定基準（国土交通省）を参考とした算定

室名	職区分	イ) 職員数	ロ) 換算率	ハ) 基準面積	イ)×ロ)×ハ) 必要面積 (㎡)
事務室 (換算職員数 × 3.3 ㎡)	特別職等	3	10.0	3.3	99.0
	課長級	19	2.5		156.8
	課長補佐	21	1.8		124.7
	一般職員	75	1.0		247.5
	臨時・嘱託職員	64	1.0		217.8
	① 事務室 小計				
② 小計 (補正率 1.1)					930.4
③付属面積	会議室	100人当り 40㎡ 10人増で+4㎡			72.0
	電話交換室	換算職員数 160人の場合			36.0
	倉庫	769.5㎡×0.13			110.0
	宿直室	1人 10㎡、1人増で 3.3㎡追加			13.3
	湯沸室	6.5㎡~13㎡ 8.0㎡×3階			24.0
	受付	最少面積 6.5㎡			6.5
	便所・洗面所	職員 150人以上 (0.32㎡/人×182)			58.2
	医務室	所要面積 150人以上 55㎡			55.0
③ 付属面積 小計					375.6
④固有面積	議会関係	議員数 14人×35㎡			490.0
	防災機能	防災計画初動体制人数×7㎡			140.0
	備蓄倉庫	1万人当り 65㎡×2万人			130.0
	サーバールーム	現状面積			60.0
	印刷室	12㎡×3階			36.0
	来庁者相談室	9㎡×3室			27.0
	町民ロビー	待合、展示・町政情報コーナー			200.0
	図書保管庫	必要面積(現況面積等)			100.0
	休憩室	20㎡×3階			60.0
	更衣室	20㎡×3階			60.0
	シャワー室	5㎡×3階			15.0
	町民交流ホール	必要面積			200.0
② 固有面積 小計					1,518.0
⑤機械・電気室	設備機械・電気室	①+③+④≒2,739.4㎡ 547㎡+96㎡			643.0
	自家発電機	有効面積下限値			29.0
	⑤ 機械室 小計				
⑥交通部分	40%議会除く	①+③+④+⑤ 合計面積の 40%			1,364.6
⑦必要面積の合計		⑦=②+③+④+⑤+⑥			4,776.0

### ③近隣町村データによる算定

近隣町村の庁舎における職員一人あたりの面積を算出し、本町の常勤職員数に乘以て必要庁舎面積を算出します。

比較的庁舎の新しい下表の6町村のデータを活用します。

市町村名	西原町	八重瀬町	中城村
庁舎写真			基本設計
人口 (H18.3)	35,045 人	30,794 人	20,186 人
庁舎竣工年	2016 年	2017 年	2022 年
構造・延べ面積	RC(免震)/5,900 m <sup>2</sup>	RC(免震)/7,036 m <sup>2</sup>	RC/4,970 m <sup>2</sup>
庁舎勤務職員数	282 人	230 人	138 人
職員一人あたり面積	20.90 m <sup>2</sup> /人	30.59 m <sup>2</sup> /人	36.01 m <sup>2</sup> /人
市町村名	南風原町	北谷町	読谷村
庁舎写真			
人口 (H18.3)	33,267 人	26,881 人	38,530 人
庁舎竣工年	1998 年	1998 年	1997 年
構造・延べ面積	SRC/7,148 m <sup>2</sup>	RC/9,780 m <sup>2</sup>	RC/8,495 m <sup>2</sup>
庁舎勤務職員数	214 人	272 人	213 人
職員一人あたり面積	33.40 m <sup>2</sup> /人	35.95 m <sup>2</sup> /人	39.88 m <sup>2</sup> /人

上記 6 町村職員一人あたり面積の平均を、新庁舎常勤職員数 184 人に乗じる。

#### ●平均面積

$$(20.90+30.59+36.01+33.40+35.95+39.88) / 6 = 32.79 \text{ [m}^2\text{/人]}$$

$$32.79\text{[m}^2\text{/人]} \times 184\text{[人]} = 6,033.36 \text{ m}^2$$

## 2. 新庁舎規模の整理

各算定方法により、職員数 184 人から算出した新庁舎の面積は次のようになります。

庁舎規模の算定			
	総務省地方債基準	新宮一般庁舎面積 算定基準	近隣町村データ
必要庁舎面積	5,676.7 m <sup>2</sup>	4,776.0 m <sup>2</sup>	6,033.4 m <sup>2</sup>
職員 1 人あたり 面積	30.85 (m <sup>2</sup> /人)	25.95 (m <sup>2</sup> /人)	32.79 (m <sup>2</sup> /人)
備考	行政事務・議会が前提 防災機能等は新宮庁 舎を参考に加算	国家機関が対象 来庁者が多岐にわたる 町役場では不足する機 能あり	西原町、八重瀬町、中 城村、南風原町、北谷 町、読谷町実績より算 定



**新庁舎想定面積**      **5,650 m<sup>2</sup>**

算定結果より、3方式で算出した面積の平均値に近似し、総務省地方債基準で算出した面積に、新宮庁舎基準を参考に業務支援機能、窓口機能、防災機能、保管機能等必要面積を積上げ加算した面積から、新庁舎の総床面積は概ね 5,650 m<sup>2</sup>とします。

新庁舎想定面積を決定するにあたり、各委員からは下記の意見がありました。

- 使えるスペースを建設してもらいた。吹き抜け及び意匠的なスペースは不要。
- バリアフリー化してもらいたい。
- 高台にあるが故の必要なスペース（バスの待合等）を考慮してもらいたい。
- 面積は建設費に直結することから、バランスを取って頂きたい。
- 無駄に大きくすることなく、必要面積を精査してもらいたい。

### 3. 社会福祉センターの複合について（町民ホールの設置）

与那原町社会福祉センターは築 34 年が経過し、建物、設備共に老朽化が進んでいる。今後、施設の長寿命化を図るためには、大規模な改修工事が必要であり、また、バリアフリーを進めるためにエレベーター設備等の増設も考えると、多額の資金が必要になってきます。

表-1 に施設の概要を示す。

表-1 施設概要

建築年度	1983年（昭和58年）	築34年経過
敷地面積	2,215.1 m <sup>2</sup>	
建築面積	887.8 m <sup>2</sup>	
延床面積	1,536.3 m <sup>2</sup>	≒ 1,550 m <sup>2</sup>
	1F 724.0 m <sup>2</sup>	
	2F 758.8 m <sup>2</sup>	
	3F 53.5 m <sup>2</sup>	

21 ページの表-2 に、平成 28 年度の社会福祉センターの各施設の使用状況を示すが、各施設共、使用頻度が高く、99%が町内の団体での使用となっています。

今後、社会福祉センターを取り巻く課題として事項が挙げられます。

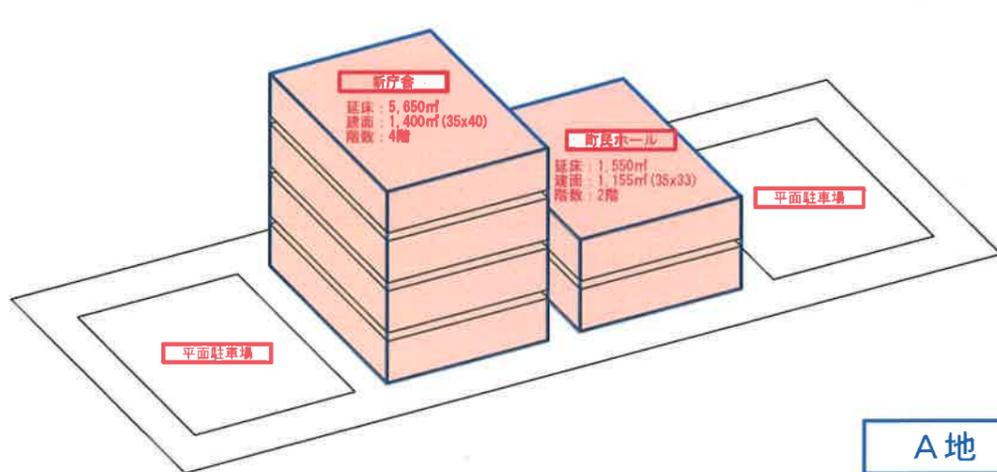
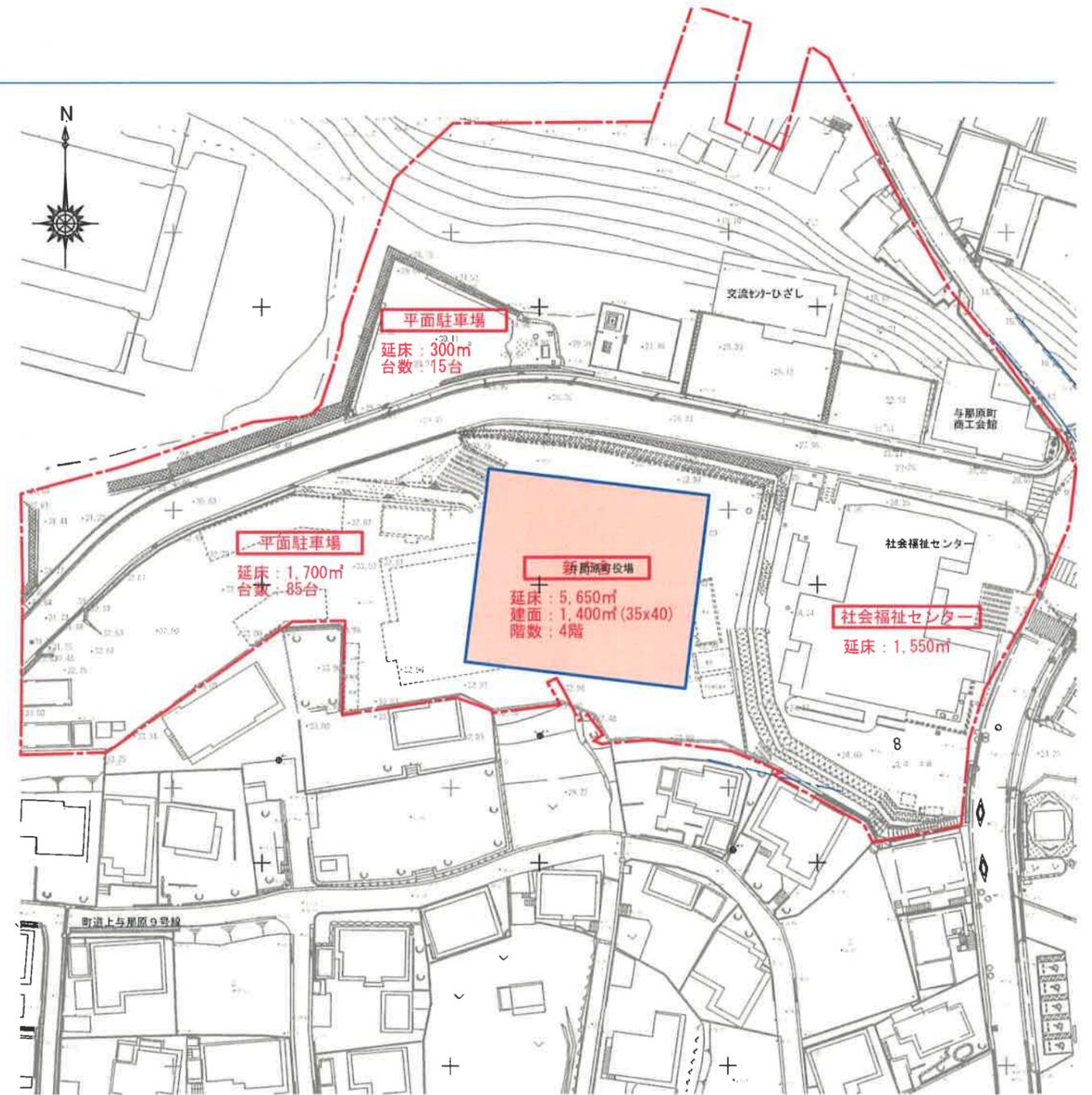
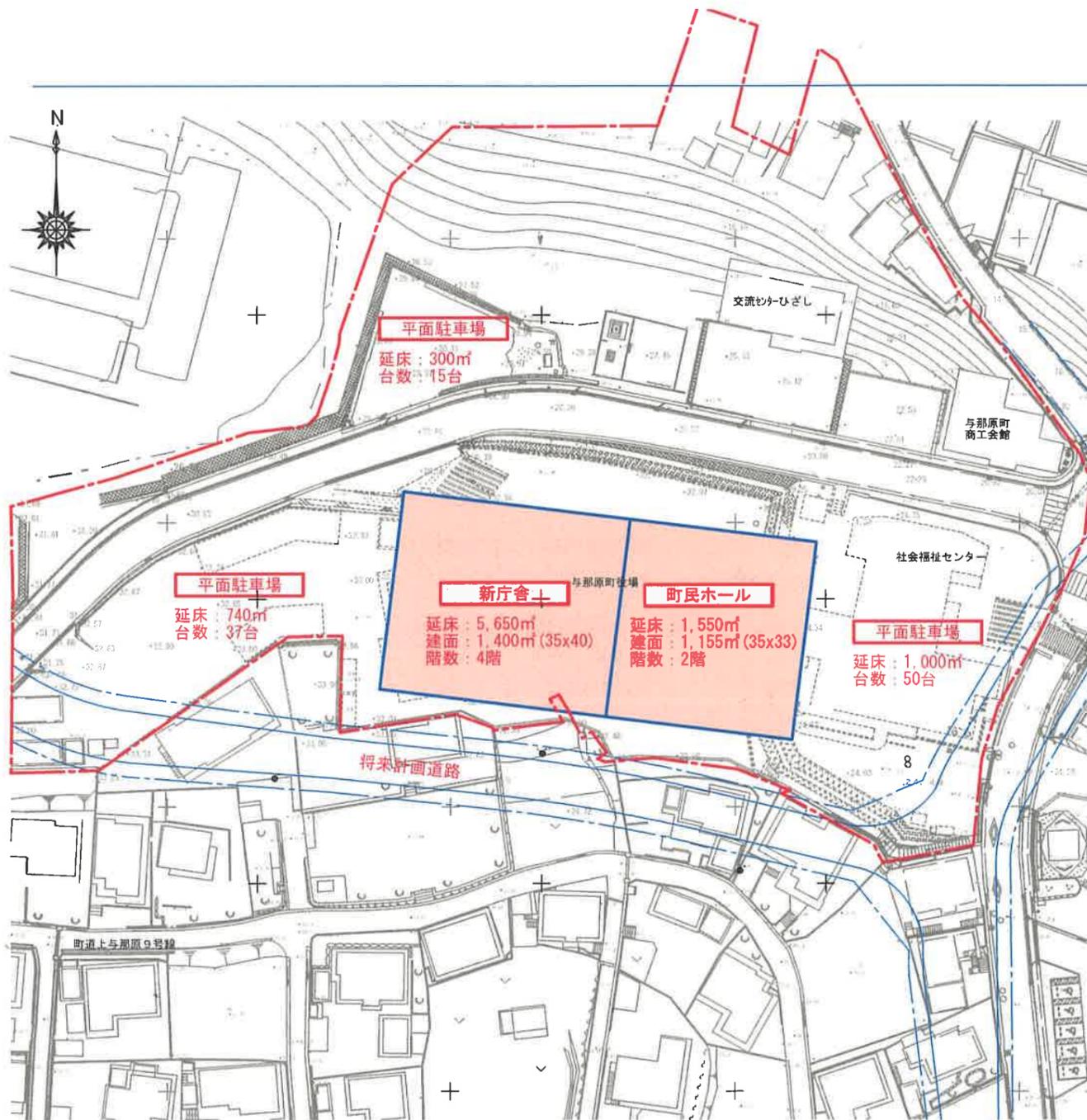
- ① 老朽化に伴う維持管理費の増大。  
大規模改修か建て替えかの検討時期が近い。
- ② 社会福祉協議会は、町民への福祉部門を担ってもらっていることから、その運営費の大半を、町から補助金で賄っており、自前での建て替えは厳しい。
- ③ 庁舎建設の事業手法を検討するのに、複合の有無の判断が必要。  
※PFI 事業の場合、（庁舎+収益施設）、（庁舎・町民ホール+収益施設）のパターン有
- ④ 庁舎配置計画への影響（土地の有効活用）
- ⑤ 町により、既成市街地における都市再整備計画を策定し事業認可を受ければ、町民ホールとして補助事業のメニューがある。

以上の課題を挙げ本委員会で検討した結果、社会福祉センターは新庁舎へ町民ホールとして複合することが望ましいと判断しました。

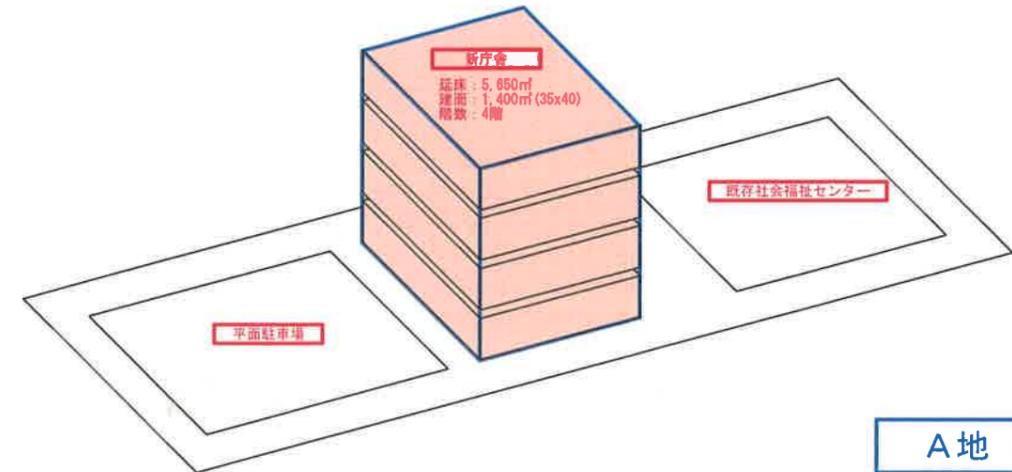
なお、複合については、与那原町社会福祉協議会と十分協議を行う事を要望します。

表-2 平成28年度 与那原町社会福祉センター使用状況

施設名		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	月平均		
レクリエーション室	使用件数	有料 19	12	18	15	17	28	14	8	5	0	0	1	607	51		
		無料 30	32	35	31	32	21	44	45	41	48	54	57			137	11
		町内 49	44	53	46	49	49	58	53	46	48	54	58			470	39
		町外 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			607	51
	使用人員	780	700	830	760	770	820	870	1,060	700	960	810	870			9,930	828
老人憩い室	使用件数	有料 1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	123	10		
		無料 6	10	9	10	8	9	8	11	11	15	12	11			3	0
		町内 7	11	10	10	8	9	8	11	11	15	12	11			120	10
		町外 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			123	10
	使用人員	50	80	70	80	66	90	64	100	88	120	96	110			1,014	85
会議室	使用件数	有料 4	1	3	3	1	2	6	0	2	0	2	0	212	18		
		無料 16	12	12	11	6	16	17	18	17	15	30	18			24	2
		町内 20	13	15	14	7	18	23	18	19	15	31	18			188	16
		町外 0	0	1	0	0	0	3	0	0	0	1	0			207	17
	使用人員	300	195	225	210	110	280	345	270	285	225	480	340			3,265	272
大ホール	使用件数	有料 2	3	3	2	1	1	3	1	1	1	0	0	278	23		
		無料 10	20	27	16	20	24	27	22	18	24	24	28			18	2
		町内 12	23	30	18	21	25	30	23	19	25	24	28			260	22
		町外 0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0			277	23
	使用人員	960	1,840	1,800	900	1,050	1,900	2,400	1,600	880	1,800	960	1,400			17,490	1,458
第1研修室	使用件数	有料 0	1	2	1	1	0	0	2	0	1	0	1	328	27		
		無料 24	25	29	28	26	26	30	28	27	22	25	29			9	1
		町内 24	26	31	29	27	26	30	30	27	23	25	30			319	27
		町外 0	0	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0			325	27
	使用人員	140	210	160	180	140	200	240	230	105	140	105	210			2,060	172
第2研修室	使用件数	有料 0	0	1	1	0	1	1	0	1	1	0	3	147	12		
		無料 5	26	11	9	6	10	10	12	6	13	18	12			9	1
		町内 5	26	12	9	6	11	11	12	7	14	18	15			138	12
		町外 0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0			146	12
	使用人員	50	130	60	50	48	80	88	100	56	112	90	75			939	78
合計	使用件数	有料 26	18	28	22	20	32	24	11	9	3	2	5	1,695	141		
		無料 91	125	123	105	98	106	136	136	120	137	163	155			200	17
		町内 117	143	151	126	117	138	157	146	129	140	164	160			1,495	125
		町外 0	0	3	1	1	0	3	1	0	0	1	0			1,685	140
	使用人員	2,280	3,155	3,145	2,180	2,184	3,370	4,007	3,360	2,114	3,357	2,541	3,005			34,698	2,892



A地 (複合施設)



A地 (庁舎単独)

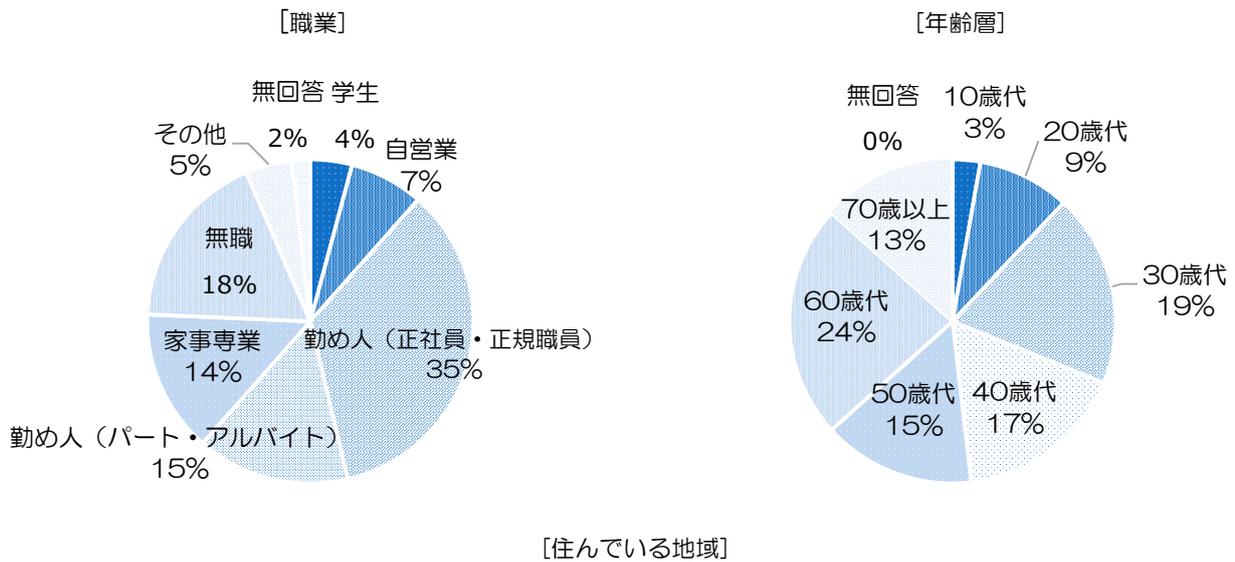
## 本庁舎に関する住民アンケート調査

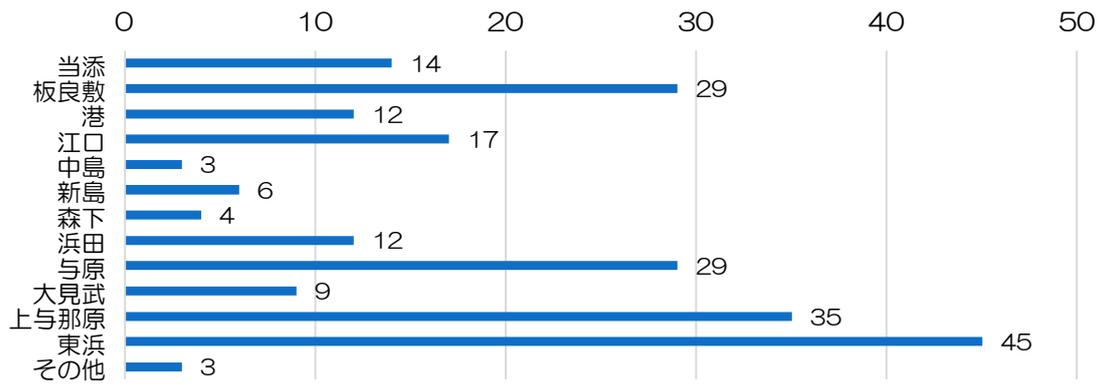
平成 28 年 8 月実施した「与那原町公共施設等総合管理計画策定事業に関する町民アンケート調査」のうち、本庁舎に関する質問について抽出しました。

### (1) 住民アンケート調査の概要

項目	内容
調査時期	平成 28 年 8 月 15 日～8 月 31 日
調査対象	住民基本台帳から無作為抽出
調査方法	郵送配布（1,000 通）
回収数	219 通（回収率 21.3%）
有効回答数	218 通（1 通は白紙のため無効）

### アンケート回答者について

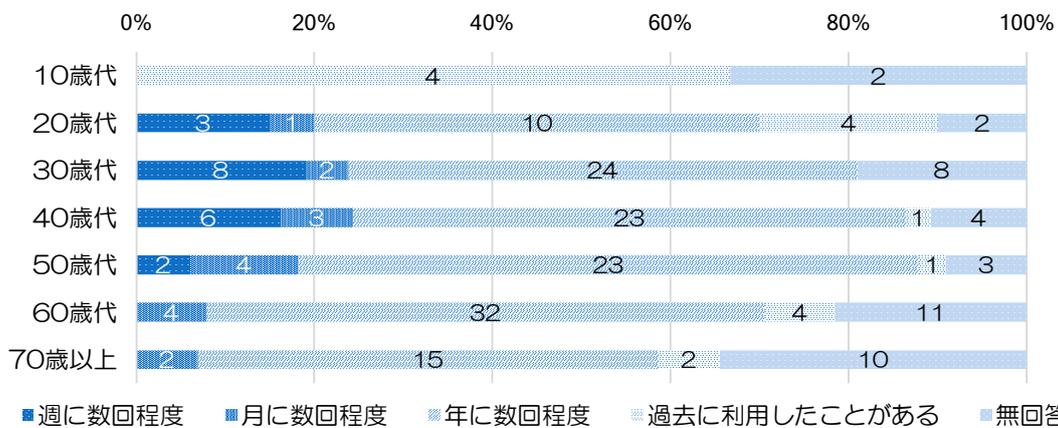




回答者 218 人 回答 218 件 (無回答なし)

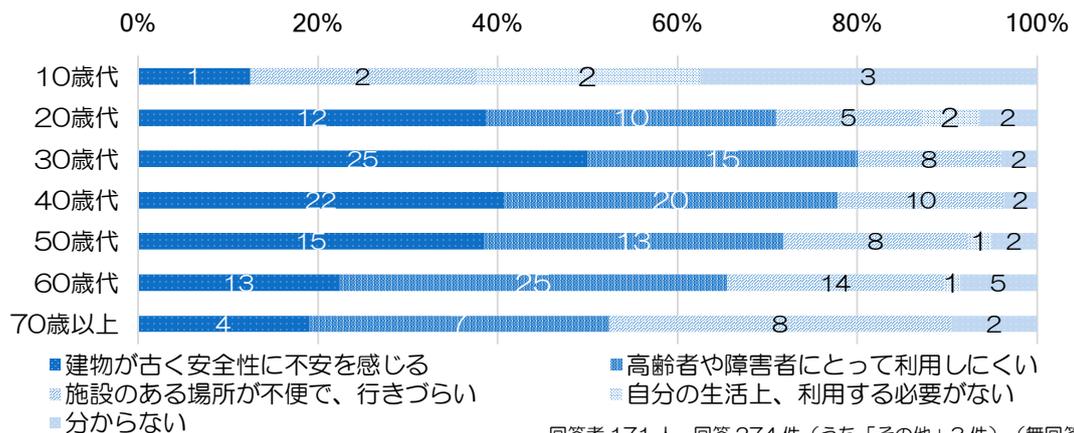
(2) 調査結果

【問 1】直近 1 年間に本庁舎をどの程度利用していますか。



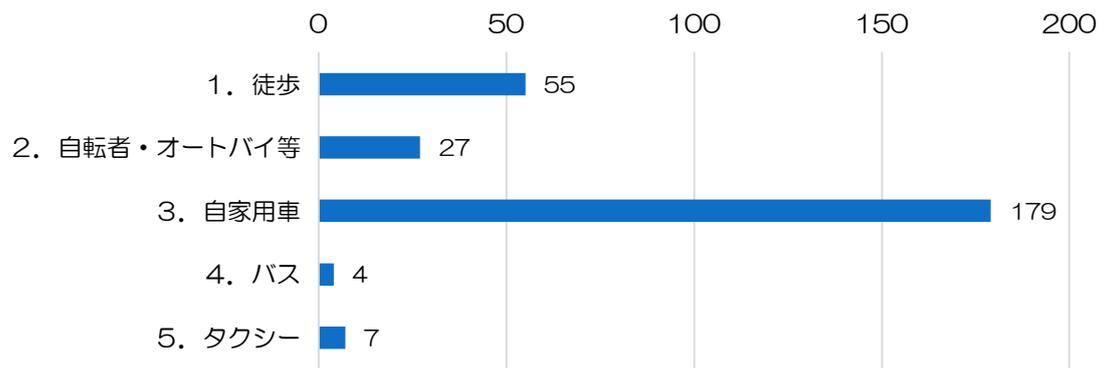
回答者 218 人 回答 218 件 (無回答なし)

【問 2】本庁舎の施設面や機能についてどのように感じますか。(複数回答可)



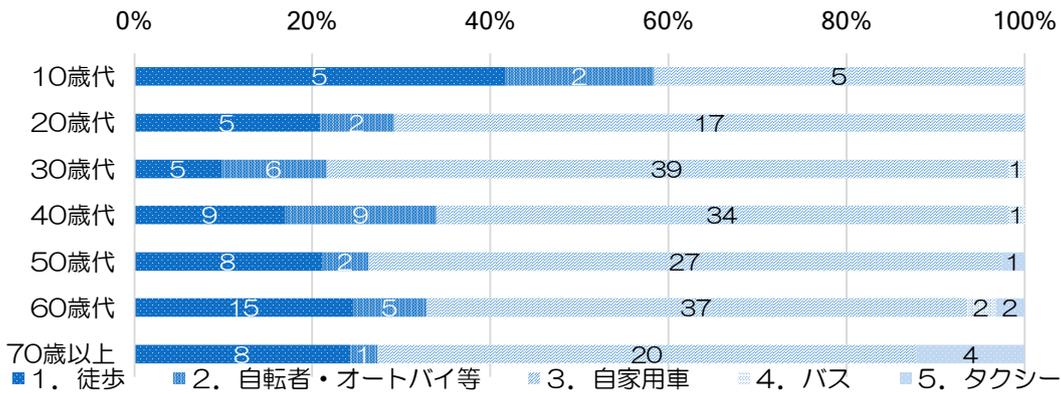
回答者 171 人 回答 274 件 (うち「その他」3 件) (無回答 47 件)

【問 3】本庁舎を利用したことがある方に伺います。本庁舎までの移動手段について、あてはまるものすべてを選んでください。(複数回答可)



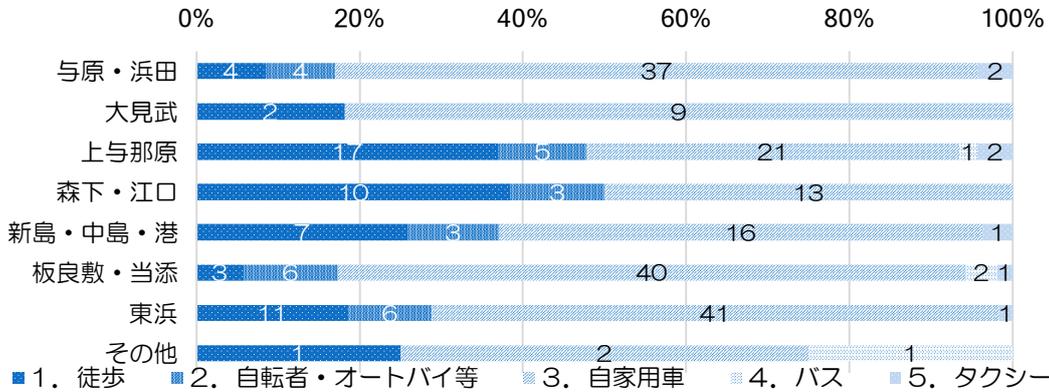
回答者 211 人 回答 273 件 (うち「その他」1 件) (無回答 7 件)

[年齢層別]



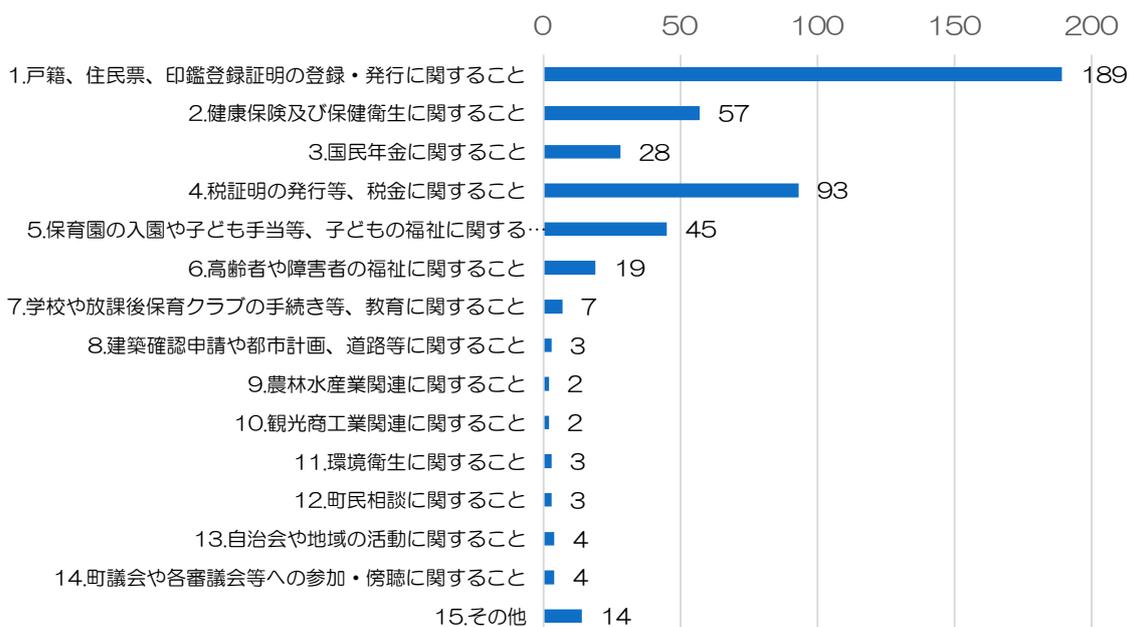
回答者 211 人 回答 273 件 (うち「その他」1 件) (無回答 7 件)

[居住地域別]



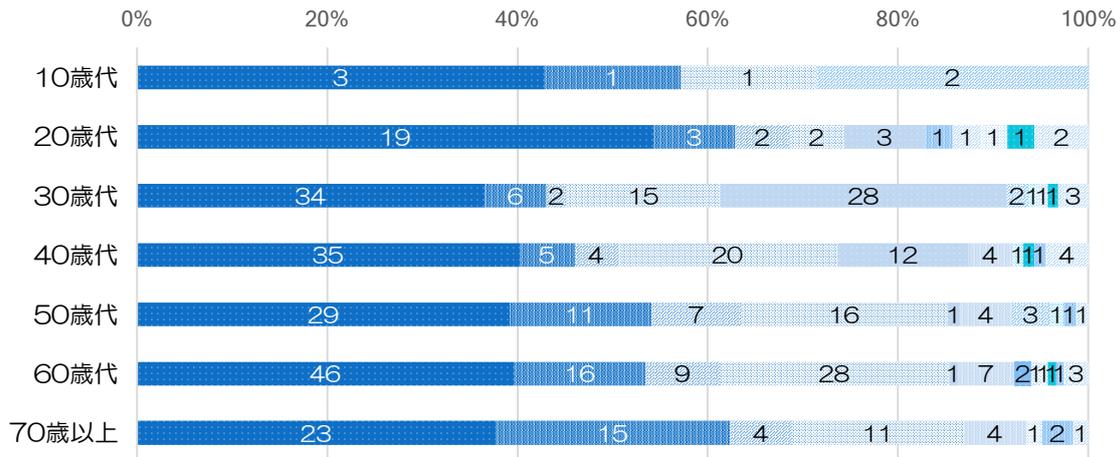
回答者 211 人 回答 273 件 (うち「その他」1 件) (無回答 7 件)

【問 4】主にどのような用件で本庁舎に訪れますか。(最大 3 つまで選択)



4 つ以上選択の場合も全て回答に含む  
回答者 209 人 回答 473 件 (無回答 9 件)

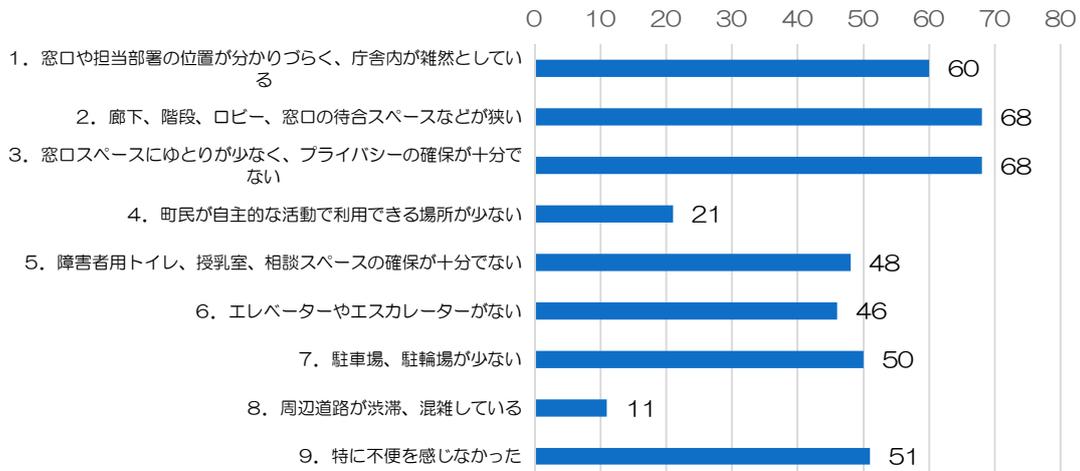
[年齢層別]



- 1.戸籍、住民票、印鑑登録証明の登録・発行に関すること
- 2.健康保険及び保健衛生に関すること
- 3.国民年金に関すること
- 4.税証明の発行等、税金に関すること
- 5.保育園の入園や子ども手当等、子どもの福祉に関すること
- 6.高齢者や障害者の福祉に関すること
- 7.学校や放課後保育クラブの手続き等、教育に関すること
- 8.建築確認申請や都市計画、道路等に関すること
- 9.農林水産業関連に関すること
- 10.観光商工業関連に関すること
- 11.環境衛生に関すること
- 12.町民相談に関すること
- 13.自治会や地域の活動に関すること
- 14.町議会や各審議会等への参加・傍聴に関すること
- 15.その他

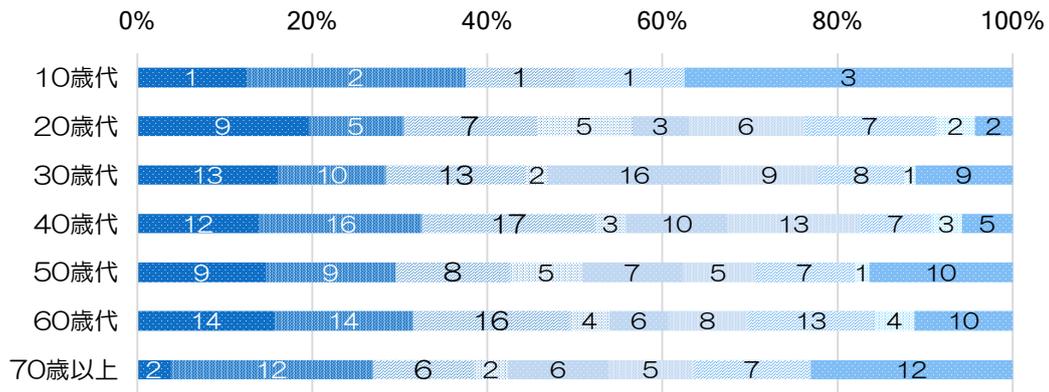
4つ以上選択の場合も全て回答を含む  
 回答者 209人 回答 473件（無回答9件）

【問5】本庁舎訪れて、主にどのようなことを不便に感じましたか。（最大3つまで選択）



4つ以上選択の場合も全て回答を含む  
 回答者 204人 回答 457件（うち「その他」34件）（無回答14件）

[年齢層別]

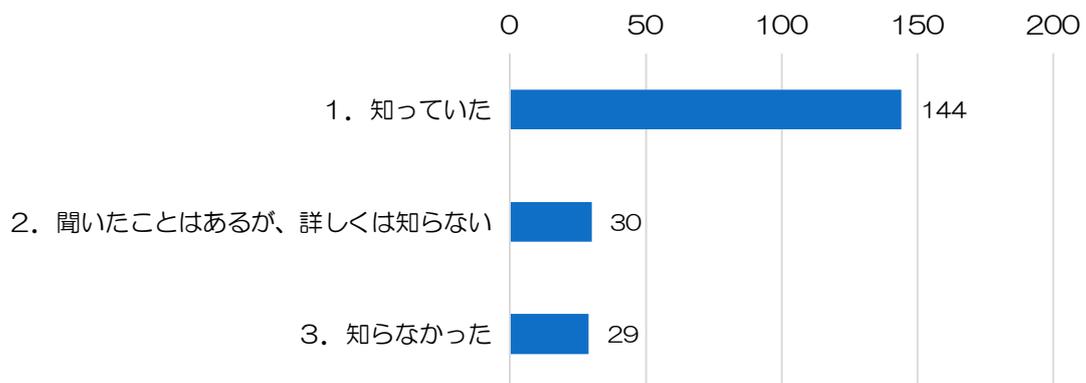


- 1. 窓口や担当部署の位置が分かりづらく、庁舎内が雑然としている
- 2. 廊下、階段、ロビー、窓口の待合スペースなどが狭い
- 3. 窓口スペースにゆとりが少なく、プライバシーの確保が十分でない
- 4. 町民が自主的な活動で利用できる場所が少ない
- 5. 障害者用トイレ、授乳室、相談スペースの確保が十分でない
- 6. エレベーターやエスカレーターがない
- 7. 駐車場、駐輪場が少ない
- 8. 周辺道路が渋滞、混雑している
- 9. 特に不便を感じなかった

4つ以上選択の場合も全て回答に含む

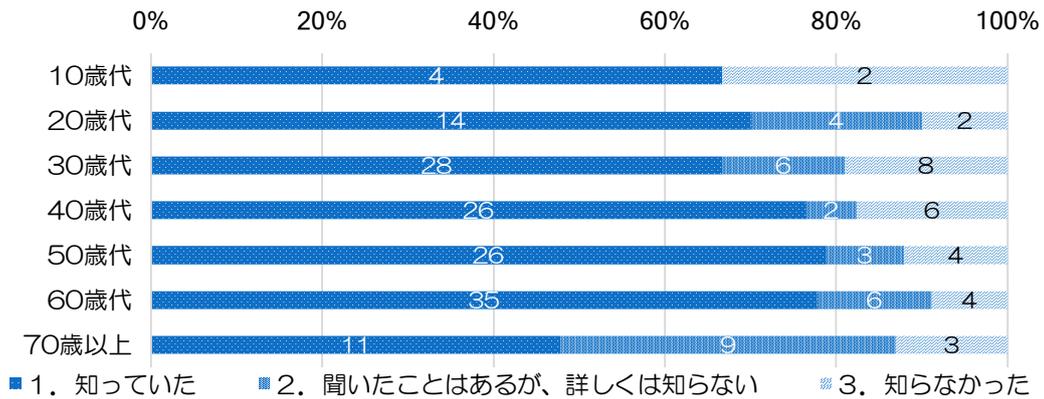
回答者 204 人 回答 457 件 (うち「その他」34 件) (無回答 14 件)

【問 6】東日本地震や熊本地震において、庁舎施設が被害を受けて使用できない例がありましたか、ご存知でしたか。(複数回答可)



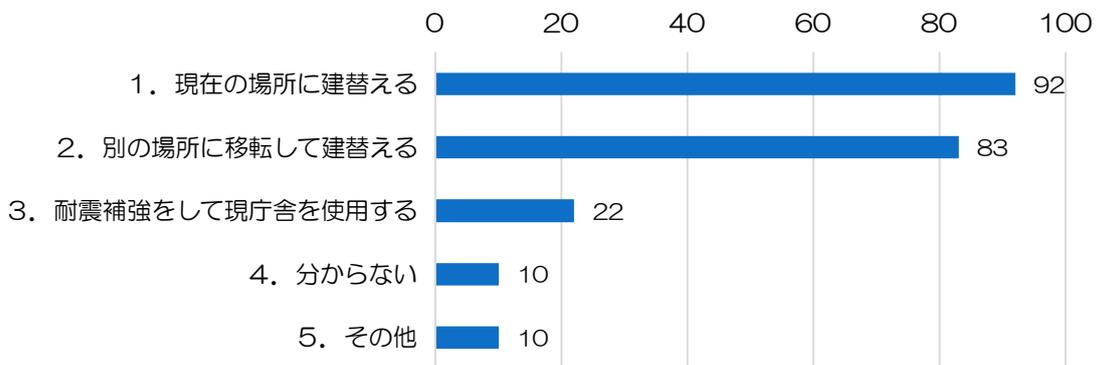
回答者 203 人 回答 203 件 (無回答 15 件)

[年齢層別]



回答者 203 人 回答 203 件 (無回答 15 件)

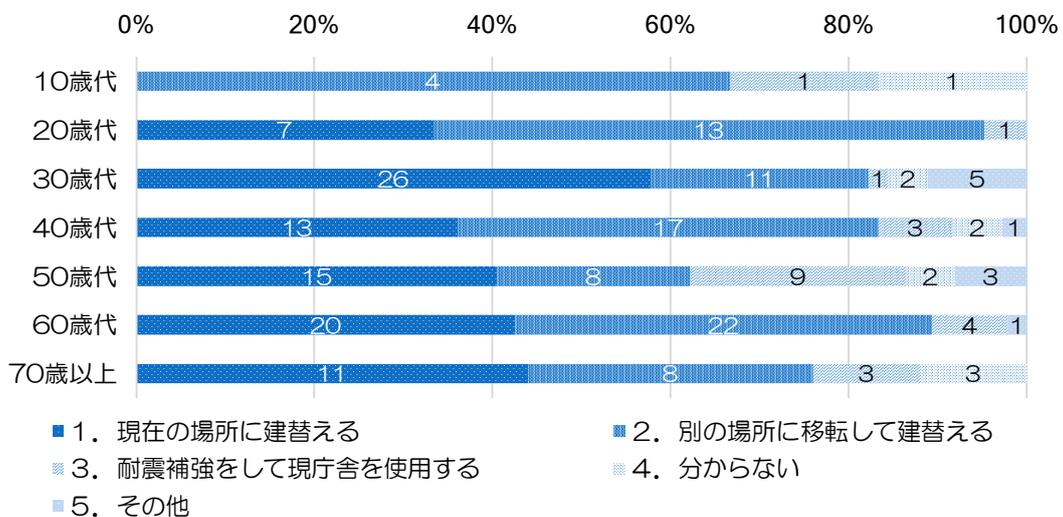
【問 7】本庁舎は昭和 50 年に建設され、築 41 年を経過しております。  
庁舎の安全確保のため今後の進め方についてご意見をお聞かせください。



複数回答あり

回答者 202 人 回答 217 件 (無回答 15 件)

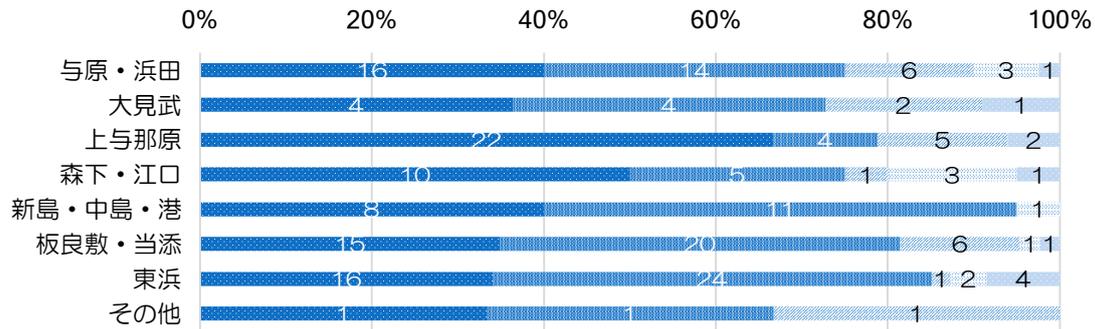
[年齢層別]



複数回答あり

回答者 202 人 回答 217 件 (無回答 15 件)

[居住地域別]



- 1. 現在の場所に建替える
- 2. 別の場所に移転して建替える
- 3. 耐震補強をして現庁舎を使用する
- 4. 分からない
- 5. その他

複数回答あり

回答者 202 人 回答 217 件 (無回答 15 件)

問 7 について 自由記述より一部抜粋

1. 現在の場所に建替える

- 津波の心配があるので高台がいいのでは？
- 現在の本庁舎の敷地は狭い。社会福祉センター敷地も含めて建替えしたほうがよい（センターは統合するか移転）建替えにあたっては利便性の確保（周辺道路等）に留意
- 高台に建っている。与那原町の中心にある。その二点を高条件として、同じ場所に将来は建て直してほしい
- 場所は移動すべきでない

2. 別の場所に移転して建替える

- 高台で交通の便が良い所。今よりは広い所。
- 本庁舎のある位置は利用度の高い場所にある方が理想的です。町民にやさしい町として！！
- 公共のバス停から徒歩 15 分圏内
- 東浜に作ったらいいと思う。公園の方に車をとめて行ける場所があれば便利
- 災害時には防災拠点となる事から、津波、土砂災害危険区域から外れた場所で検討すべきである

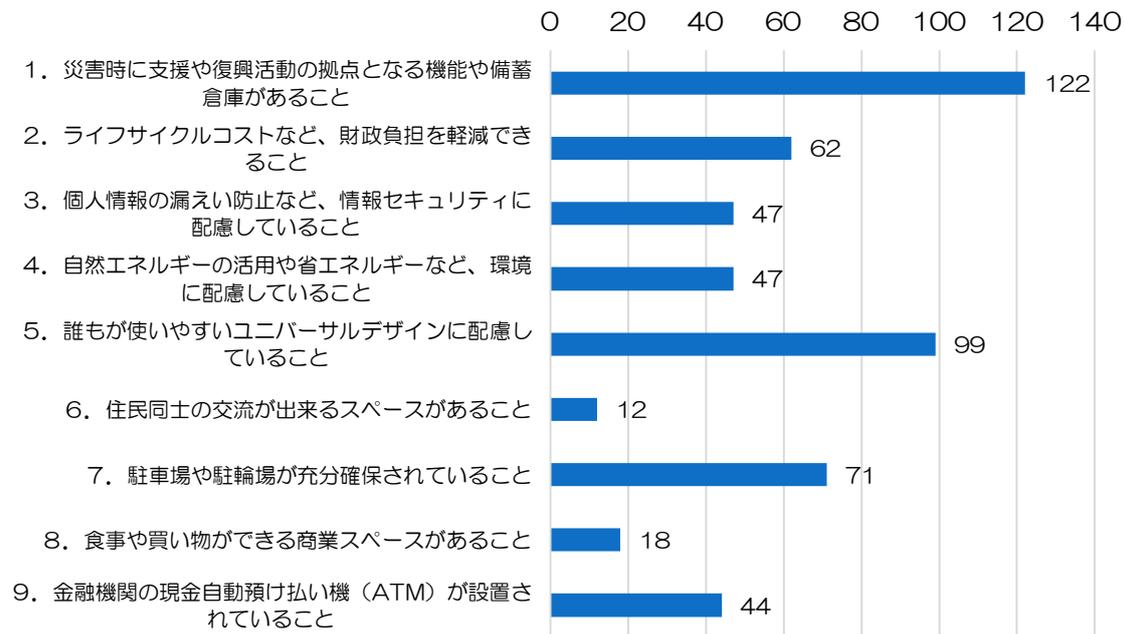
3. 耐震補強をして現庁舎を利用する

- 不便ではないので、基準をクリアできるならそのまま使用し、ムダな税金は使わず、他のサービスを充実させて、高い位置にある分、津波がきても安心。その前に小学校の建替え or 増築が必要では？
- 近くには観光交流施設や社会福祉センターもあるため、複合的に核施設の利用や役割を決め、財政的にあまりランニングコストがかからない運営をしてもらいたい。結局は財源が厳しくなると、本当に必要な分野に予算が充てられなくなり、町民にマイナスの影響が生じる。

5. その他

- 避難場所として考えると現在の場所で建て替えが良いと思うが、お年寄りが歩くには大変かなと思う
- 現在の場所にしても別にしても問題はそれをする事によって与那原の住民にどのような負担が課せられるのかを具体的に事前に知らされ納得した上で話でなければいけないのではないのでしょうか。
- 「建替え」とは「新築」であり、高額な税金投入となる。問 7 の不便を解決するのは新築にたよることなく知恵を出すべきである。

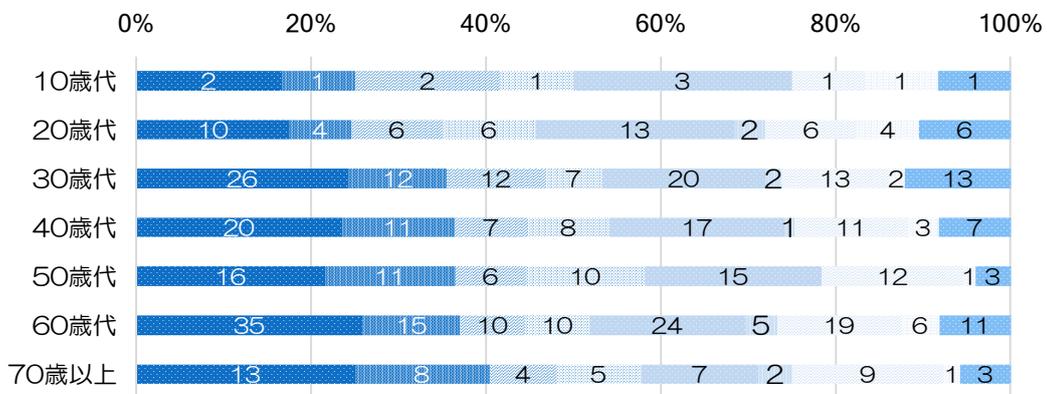
【問8】これからの本庁舎に望む機能として、主にどのようなものが必要と感じますか。最大3つまで選択)



4つ以上選択の場合も全て回答を含む

回答者 175人 回答 532件(うち「その他」10件)(無回答 43件)

[年齢層別]



- 1. 災害時に支援や復興活動の拠点となる機能や備蓄倉庫があること
- 2. ライフサイクルコストなど、財政負担を軽減できること
- 3. 個人情報の漏えい防止など、情報セキュリティに配慮していること
- 4. 自然エネルギーの活用や省エネルギーなど、環境に配慮していること
- 5. 誰もが使いやすいユニバーサルデザインに配慮していること
- 6. 住民同士の交流が出来るスペースがあること
- 7. 駐車場や駐輪場が充分確保されていること
- 8. 食事や買い物ができる商業スペースがあること
- 9. 金融機関の現金自動預け払い機(ATM)が設置されていること

4つ以上選択の場合も全て回答を含む

回答者 175人 回答 532件(うち「その他」10件)(無回答 43件)

## 問 8 について その他自由記述一覧

### 選択肢回答の理由・補足

- モデル庁舎として他市町村からも見学に来るような最先端の建物を建ててほしい。
- 現場所が一番（高地）。「5. 誰もが使いやすいユニバーサルデザインに配慮していること」は役所には必要ない。
- 災害時は与那原だけの話ではないので、別の施設として誰もが利用できる重要な備蓄倉庫を作るべきだと思います。
- 災害時避難場所としても利用できるようスペースの確保と場所は移転しない方がよい。

### 3つ以上の回答及び理由

- 2, 3, 4, 5 はあたりまえの事。人の情報と税金とを取り扱っている以上役場の職員がこれは完全にするのはあたりまえです。
- その全てであるとも思うし、あたり前の様に思うが、それを実現する事の現実には最も難しい事だと思う。

### 選択肢外の本庁舎に望む機能の提案

- 「6.住民同士の交流ができるスペースがあること」について。住民同士の交流スペースもそうですが、「勉強が出来る場所・スペース」もあると良いと思います。生涯教育の観点からも御検討よろしくをお願いします。
- 町の人口が2万人台にまもなくふえます。十分な備え。道路整備。

### 庁舎の配置に関する内容

- 現庁舎は高台にあり、高齢者や障害者のことを無視した、役場職員のため、あるいは町長や三役が住民を見下ろすためのものとなっている。老朽化を契機に高齢者や障害者が利用しやすい、平地に役場を建設してもらいたい。
- 現庁舎は与那原の中央に位置し、交通的には便利である。災害時に支援や寝泊りできる場所（津波の場合大見武や上与那原になる）の機能性を高めてもらいたい。

### その他

- 「1.災害時に支援や復興活動の拠点となる機能や備蓄倉庫があること」について。町の現状がわからない。観光支援施設の活用もあるのか。
- 自然災害に備えることはとても重要なことですが災害を重視するあまり住民の日々の暮らしが不便になっては困ります。住民が気軽に行ける利用できる平地に庁舎を移転が望ましいが、財政負担等考えると現敷地周辺を含め環境整備を整え現在の場所に建替え、行政機能を強化し、住民のコミュニティーは同センターの強化や地域公民館を充実させ、住民の暮らしやすい活動しやすい環境をつくり自主防災組織の推進強化に力を入れてほしい。
- 職員駐車場はもっと遠くても可と思う。
- 新庁舎への道路が通行しやすいことが重要だと思います。
- 本庁舎を建替える事になるにしても極力住民に税金などの負担がない様に財政負担がないように配慮してもらいたい

与那原町公共施設等総合管理計画及び与那原町庁舎建設基本構想  
住民説明会（アンケート） 実施状況報告書

開催日 : 平成29年8月30日（水）午後7時～午後8時10分終了

開催場所 : 与那原町社会福祉センター 2F 大ホール

参加人数 : 町内：65名 町外：8名  
参加者合計：73名

【アンケート結果】 総回答数：41名

1. あなたの年齢は

①20歳未満 ②20代 ③30代 ④40代 ⑤50代  
0 1 7 6 5  
⑥60代以上  
22

2. あなたの性別は

①男性 ②女性  
35 6

3. お住まいの行政区は

①当添 ②板良敷 ③港 ④江口 ⑤中島 ⑥新島 ⑦森下  
1 1 3 1 9 1 5  
⑧浜田 ⑨与原 ⑩大見武 ⑪上与那原 ⑫県営・町営団地 ⑬東浜  
0 4 0 3 1 8  
⑭町外  
4

4. 公共施設等総合管理計画の説明は分かりやすかったですか

①分かりやすかった ②どちらか言うとわかりやすかった  
17 20  
③どちらかと言うと分かりにくかった ④分かりにくかった  
2 2

5. 庁舎建設基本構想の説明は分かりやすかったですか

①分かりやすかった ②どちらか言うとわかりやすかった  
18 21  
③どちらかと言うと分かりにくかった ④分かりにくかった  
1 1

6. 今回の住民説明会に参加して、公共施設等総合管理計画や庁舎建設基本構想に関して、  
理解は深まりましたか

①非常に深まった ②やや深まった ③あまり深まらなかった  
15 25 1

7. 公共施設等総合管理計画や庁舎基本構想等に関して、あなたが知りたいこと、疑問に思  
っていることはどんなことですか？

- ① 公共施設等総合管理計画について、新たな施設の利用方法等が住民によく知られていない。施設の利用方法、活用方法等のPRが必要と思われる。
- ② 役場をどこに決めるかは、交通（行きやすいように）、建設費（負担を軽く）などを十分に住民へ説明してから決めてもらいたい。国庫補助等の財源についても。
- ③ マネジメントの基本方針だけでは説明があまり分かりにくい。説明不足があると思う。もう少し詳しく知りたい。
- ④ 町としては3候補地のうち、どの候補地が最適なのかを知りたい。ある程度決まっているのではないのでしょうか。
- ⑤ 庁舎建設に賛成です。前向きにどんどん進めて下さい。
- ⑥ 近年、あちこちで災害が発生し対応が急務である。新庁舎には対策本部としての機能がどのようになるのか具体的に知りたい。
- ⑦ 現在地に造るとして、建設費に仮設役所の移転費・利用費等も含まれているのか。
- ⑧ 公共施設や庁舎は、利用しやすい方が良いので、上下水道課も含め、統合してほしい。
- ⑨ 東浜の候補地に新庁舎を造る場合、駐車スペース等はどう確保する予定でしょうか。周りの土地になる予定なのですか。
- ⑩ 建替えをするのであれば、実質的な負担が少ない市町村役場機能保全事業を選択して進めて欲しい。
- ⑪ 地方債利用にも、PFI利用にしてもメリット・デメリットがあるかと思うが、資金利用に関する説明が不明。また、実際に総合管理を行う内容について計画内容が不明。
- ⑫ 総合管理計画で町の所有の施設が具体的にどのような内容になっているのか不明。

## 8. 説明会の感想、その他、ご意見等がありましたら、お書きください

- ① 数多くの意見を集めようとする議事進行は、大変良かったと思います。
- ② 庁舎建設と同時に庁舎に繋がる道路整備、特にオリオン通り等の庁舎周辺道路について検討してもらいたい。
- ③ 福祉センターから下った信号のない交差点から道路整備を含めてなんとかして欲しい。
- ④ 役場は町域の中心あたりがよい。つまり現所在地に道路の整備、駐車場などを整備しながら建設してほしい。
- ⑤ 急ぎ足での説明で、わかりにくかった。
- ⑥ 地方債を活用し、各プロの業者の方に発注した方が、今後、庁舎が完成した後の責任が明確になって良いのではないかと思います。
- ⑦ 大変良かった。
- ⑧ 今後もこの様な説明会を開いてほしい。
- ⑨ パワーポイントで説明すると、より分かりやすいのかと思いました。
- ⑩ 新庁舎建築の際に利益を生む作り方はないのか。
- ⑪ 庁舎と社会福祉センターの複合を望む。
- ⑫ 今回の説明会が概要版の要約だったので、説明意図がよく分からなかった。総合管理計画の中で周辺市町村の施設利用の検討とあったが、周辺市町村にない施設の建設を庁舎建設と同時に行う可能性があるのか知りたい
- ⑬ 庁舎建替えで多額の費用が掛かり、町の持ち出し費用があるが、その費用を確保するために町民サービスが低下することがないか。

# 与那原町公共施設等総合管理計画及び与那原町庁舎建設基本構想 パブリックコメント 実施状況報告書

- 閲覧計画 : 【与那原町公共施設等総合管理計画】  
: 【与那原町庁舎建設基本構想】
- 実施期間 : 平成29年7月1日（土）～8月28日（月）
- 閲覧場所 : 町ホームページ、町役場、上下水道庁舎、各コミュニティーセンター  
各区公民館、町広報H29.7月号掲載（15日発行）
- 対象者 : 全町民及び町職員

## 意見・提案 【与那原町公共施設等総合管理計画】について

- ① 公共施設等総合管理計画で述べられている目標については賛成です。公共施設は高齢者や障害者、子供たちが使用する機会が多く、災害時の避難場所に指定されているものも多いため、現有施設を維持しつつバリアフリー機能を充実させた方がよいと考えます。（とりわけコミュニティーセンター）
- ② 公共施設や町営団地等の公共施設について、PPP及びPFIを積極的に活用して、効率的・効果的な施設の維持管理を推進してほしい。
- ③ 建設費補助金がある場合でも、建物を新たに造るのではなく、既存施設活用を検討する。

## 意見・提案 【与那原町庁舎建設基本構想】について

- ① 住民サービスの観点から町内に点在している行政サービス機能（図書館、生涯学習振興課、阿知利保育園、上下水道課など）を1カ所にまとめる。その後、空いた公共施設を民間事業者に賃貸するなどし、収益増を図り、住民福祉サービスの向上に充てる。
- ② 公共施設はダサイ、暗いという負のイメージを払拭し、公共施設から町の魅力を伝えるべく、設計の段階から建築デザインとの知識を有する有識者に参加してもらい、新庁舎を与那原町の象徴とする。それにより、新たな観光スポットの創出や与那原町のイメージアップにつながる。
- ③ 町民の利便性のため、新庁舎に各金融機関ATM（琉球銀行、沖縄銀行、海邦銀行、労働金庫を設置してほしい。
- ④ 新庁舎周辺に徒圏内でスーパーやコンビニ等がなければ、障がい者施設等が運営する売店や喫茶店の設置を検討してほしい。
- ⑤ 沖縄県庁にあるような県民広場的なイベントホールを確保すべきでは。展示等に使用できるほか、申告会場や選挙、住民の待ち合わせ場所としても活用できると思う。カフェなどのスペースもしくは展望室のような場所があって、くつろぎスペースがあってもおもしろい。
- ⑥ 一時的に子供が遊べるスペースを設けるといいかも。

- ⑦高台で眺めがいい立地条件を活かして、店舗があったり、ゆっくり時間を過ごせるような拓かれた訪れやすい庁舎だとより市民が親近感をもつのでは・・・。
- ⑧文書を保管するための倉庫を拡充し、適切な温湿度管理も出来る設備も整えて欲しい。
- ⑨ 来庁者用のスペースが狭く、相談用のスペースもあまり確保されていないため、来庁舎のプライバシーが守られていないように感じるときがある。新庁舎を建てる際には、そこも考慮してほしい。
- ⑩エレベーターを設置して欲しい。
- ⑪バリアフリーを考慮した施設にしてほしい。
- ⑫ 草刈り作業員専用の屋根付き休憩所の確保。現在、外の倉庫前で着替えたり、休憩したりしている。雨天時などは倉庫内やマイクロバス車庫内に避難していて不便そうである。
- ⑬非常時に医療機器使用の重症心身障害児等が充電出来るような設備を備えて欲しい。  
(想定に入っているかもしれませんが・・・)
- ⑭新庁舎内に現ひざしに代わる交流スペースを確保してほしい。
- ⑮コンビニ、ATM設置(収納率アップ?)
- ⑯庁舎のバリアフリー化(障害者雇用を促進できるように執務室のバリアフリー、来庁舎のためのバリアフリー)
- ⑰文書保管専用のスペースを確保しつつ、ペーパーレス化が行える文書管理システムを構築し、テレワークの実現やICTを活用した会議など、「働き方改革」につながるオフィスづくり。
- ⑱雨天時にも濡れずに車から乗降できる正面玄関(庁舎入口)の設置。
- ⑲基本構想のアンケートにあるように、エレベーターがなく階段も急なため、高齢者や身障者に配慮したバリアフリーの庁舎にしてほしい(視覚障害者誘導用のブロックの設置などを含む)  
総合案内の設置、庁舎案内パネルの設置(点字や外国語の印字)  
窓口業務対応課の住民待機スペースをより広くする。相談窓口対応課の設置個所は端にするなどの配慮をお願いしたい。(プライバシー保護の徹底)。  
ATMと売店の設置。
- ⑳可能であれば、窓に網戸の設置。  
十分な収納スペースの確保。文書保管専用建物の設置。  
保健室(男女別々の休憩室)の設置。
- ㉑講演会、イベント等ができるようなホールや交流スペースの設置  
講演会イベント等が開催できるスペースが設置できないか(イベントホールの設置、庁舎、ロビー、緑の広場や中庭及びステージ等の設置)
- ㉒周辺道路の拡幅改良に伴う路線バス等の停留所を設置  
庁舎の道路が拡幅される場合は、路線バスの通行が想定されることから、 庁舎直結のバス停等の交通結節機能を設置したほうがよい。

### ②③組合室の設置

現在設置されている組合室を引き続き確保設置する。

### ②④ATMの設置

### ②⑤駐輪場の設置

### ②⑦展望台の設置

与那原町が一望できる庁舎からの展望は町民に癒しを与え観光資源になりうる。

②⑧プライバシーや情報システムに留意し、時代のニーズに即した、また今後のニーズにも柔軟に対応できる庁舎を建設する必要がある。

②⑨住民の高齢化は必須なので、そこによく考慮した建設場所・手法を検討する必要がある。

③⑩現庁舎において、公文書の保存場所が地下書庫、東側プレハブ、西側プレハブ、3階書庫と複数に分かれていることから、文書の検索、保管作業において非常に効率が悪い。新庁舎では文書の保存専用として1カ所のスペースなり部屋を確保すべき。

③⑪税務課の申告、各課のパネル展などを実施している本庁舎1Fのロビーについて、新庁舎ではスペースを広げて、ゆとりを持って使用できるようにすべき。来庁舎の通り道、パネル展などでの占有面積、公共のチラシなどの配布スペースをあらかじめ計算して最低限必要な面積を確保すべき。

③⑫防災拠点施設として複合的な施設にした方がよい。災害時の拠点として、隣接する観光交流施設（避難施設）と一体利用できるような工夫が欲しい。（炊き出しができるよう給食センター、または売店や食堂といったテナントも施設内に常設できる等）。

③⑬施設に行政機能、コミュニティ機能、民泊機能を兼ねた、三世代交流施設としての複合的機能を有する庁舎となるよう、エレベーターを設置する等バリアフリー化を図って欲しい。

③⑭庁舎に隣接する形で立体駐車場を整備し、来客時の駐車スペースを増設するとともに、津波等の災害時に住民がより多く避難できるよう活用を検討して欲しい。

③⑮既存の場所での建替えとなった場合、森下もしくはオリオン通りを拡張し、大型車の従来に支障の無いよう併せて整備を検討して欲しい。

（緊急車両や、観光交流施設へのバス等のアクセス向上のため）